

研究成果展開事業
研究成果最適展開支援プログラム
A-STEP

Adaptable and Seamless Technology Transfer Program through Target-driven R&D

2024 年度 公募要領

産学共同

ステージⅠ（育成フェーズ）

ステージⅡ（本格フェーズ）

公募期間

2024 年 5 月 1 日（水）～6 月 18 日（火） 11:59 まで



国立研究開発法人

科学技術振興機構

Japan Science and Technology Agency

スタートアップ・技術移転推進部

2024 年 5 月

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	- 7 -
1.1 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）について	- 7 -
1.1.1 目的.....	- 7 -
1.1.2 概要.....	- 8 -
1.1.3 事業実施体制.....	- 10 -
1.1.4 特徴.....	- 10 -
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	- 12 -
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について.....	- 12 -
1.2.2 ダイバーシティの推進について.....	- 13 -
1.2.3 公正な研究活動を目指して.....	- 15 -
第 2 章 公募・選考	- 16 -
2.1 産学共同について	- 16 -
2.2 公募期間・選考スケジュール	- 16 -
2.2.1 公募期間.....	- 16 -
2.2.2 選考スケジュール.....	- 17 -
2.3 研究開発実施期間	- 17 -
2.4 研究開発費（上限額）	- 17 -
2.5 提案期間・予算の査定	- 17 -
2.6 採択予定課題数	- 18 -
第 3 章 ステージ I（育成フェーズ）について	- 19 -
3.1 概要	- 19 -
3.1.1 目的・狙い.....	- 19 -
3.1.2 研究開発体制.....	- 19 -
3.2 応募要件	- 22 -
3.2.1 課題提案の要件.....	- 22 -
3.2.2 課題提案者の要件.....	- 22 -
3.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件.....	- 23 -
3.3 応募に必要な書類	- 24 -
3.4 選考の観点	- 25 -
3.5 ステージゲート評価	- 26 -
第 4 章 ステージ II（本格フェーズ）について	- 27 -

4.1 概要	- 27 -
4.1.1 目的・狙い	- 27 -
4.1.2 研究開発体制	- 27 -
4.2 応募要件	- 29 -
4.2.1 課題提案の要件.....	- 29 -
4.2.2 課題提案者の要件.....	- 29 -
4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件.....	- 30 -
4.3 応募に必要な書類	- 31 -
4.4 選考の観点	- 32 -
第5章 共通事項	- 34 -
5.1 対象分野について	- 34 -
5.2 応募方法	- 36 -
5.3 産学共同における重複応募の制限について	- 37 -
5.4 選考方法	- 38 -
5.4.1 選考の流れ	- 38 -
5.4.2 面接選考の実施.....	- 38 -
5.4.3 選考結果の通知.....	- 39 -
5.5 利益相反マネジメントの実施	- 39 -
第6章 採択後の研究開発推進等について	- 43 -
6.1 研究開発計画書の作成	- 43 -
6.2 委託研究開発契約	- 44 -
6.3 研究開発費	- 44 -
6.3.1 研究開発費（直接経費）	- 44 -
6.3.2 間接経費	- 46 -
6.3.3 複数年度契約と繰越制度について	- 46 -
6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格フェーズのみ）	- 47 -
6.4 評価	- 47 -
6.5 調査	- 48 -
6.6 研究責任者等の責務等	- 48 -
6.6.1 確認書の提出について	- 48 -
6.6.2 研究倫理教材の受講・修了について	- 49 -
6.6.3 研究開発の推進・管理	- 49 -
6.6.4 研究開発成果の取り扱い	- 49 -

6.7	研究開発機関の責務等	- 50 -
6.8	その他留意事項	- 53 -
6.8.1	出産・子育て・介護支援制度	- 53 -
6.8.2	JREC-IN Portal のご利用について.....	- 53 -
6.8.3	高エネルギー加速器研究機構との連携について.....	- 54 -
第7章	応募に際しての注意事項.....	- 55 -
7.1	研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	- 55 -
7.2	不合理な重複・過度の集中に対する措置	- 57 -
7.3	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保.....	- 59 -
	-	
7.4	不正使用及び不正受給への対応.....	- 60 -
7.5	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	- 62 -
7.6	関係法令等に違反した場合の措置	- 62 -
7.7	繰越について	- 62 -
7.8	府省共通経費取扱区分表について	- 63 -
7.9	費目間流用について	- 64 -
7.10	年度末までの研究期間の確保について	- 64 -
7.11	間接経費について	- 64 -
7.12	研究設備・機器の共用促進について	- 65 -
7.13	博士課程学生の処遇の改善について	- 66 -
7.14	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	- 68 -
7.15	男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	- 68 -
7.16	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	- 69 -
7.17	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	- 69 -
7.18	URA 等のマネジメント人材の確保について	- 70 -
7.19	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	- 70 -
7.20	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	- 72 -
7.21	社会との対話・協働の推進について	- 73 -
7.22	研究データマネジメントについて	- 73 -
7.23	NBDC からのデータ公開について	- 75 -
7.24	論文謝辞等における体系的番号の記載について	- 75 -
7.25	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	- 76 -
7.26	競争的研究費改革について.....	- 76 -
7.27	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について.....	- 76 -
7.28	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について.....	- 78 -
7.29	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	- 81 -
7.30	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて.....	- 81 -

7.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	- 82 -
7.32 研究者情報の researchmap への登録について	- 82 -
7.33 JST からの特許出願について	- 82 -
7.34 応募情報及び個人情報の取扱い	- 83 -
第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について	- 85 -
8.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	- 85 -
8.2 e-Rad を利用した応募方法	- 85 -
8.3 その他	- 87 -
8.4 e-Rad での応募について	- 87 -
8.5 e-Rad 操作方法 (研究インテグリティに係る情報の入力)	- 88 -
8.6 e-Rad 操作方法 (応募方法)	- 95 -
8.7 応募状況の確認	- 108 -
A-STEP 産学共同 Q&A	- 110 -
【共通事項】	- 111 -
【ステージ I (育成フェーズ)]	- 118 -
【ステージ II (本格フェーズ)]	- 120 -
産学共同 ステージ I (育成フェーズ) 課題提案書	123
基本情報	124
1 課題概要 (公開用)	125
2 背景・目的	125
3 イノベーションインパクト	126
4 技術シーズ	127
5 研究開発の目標	128
6 研究開発の計画	130
7 研究開発実施予定	131
8 研究開発費執行計画	133
9 研究開発の体制	135
10 研究費の応募・受入等の状況・エフォート	136
11 関連文献等リスト	141
12 専門用語等の説明	142
13 総合知の活用 (該当する場合のみ)	143
14 倫理面への配慮	144
15 利益相反マネジメントにかかる申告書	145
産学共同 ステージ II (本格フェーズ) 課題提案書	146
基本情報	147
1 課題概要 (公開用)	148

2	背景・目的	148
3	イノベーションインパクト	149
4	技術シーズ	150
5	技術シーズに対する参画企業の見解	151
6	研究開発の目標	152
7	研究開発の計画	153
8	研究開発実施予定	156
9	研究開発費執行計画	- 159 -
10	研究開発の体制	- 162 -
11	参画企業に関する情報	- 164 -
12	研究費の応募・受入等の状況・エフォート	- 165 -
13	関連文献等リスト	- 170 -
14	専門用語等の説明	- 171 -
15	総合知の活用（該当する場合のみ）	- 172 -
16	倫理面への配慮	- 173 -
17	利益相反マネジメントにかかる申告書	- 174 -
	産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）共同研究に関する届出書	- 175 -

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) について

本事業は、内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>) に掲載している競争的研究費制度一覧の事業名に該当します。

1.1.1 目的

(背景)

産学連携による研究開発の拡大と活性化のためには、大学等の研究成果に基づくシーズと企業ニーズとの適切なマッチングを実現する、全国域での橋渡し活動の拡大、および、適切な産学共同相手の探索が重要です。また、適切なマッチングによる産学共同研究では高い社会的インパクトが見込まれる研究開発を適切なマネジメントの下で実施することが求められています。加えて、あらゆる分野の知見を総合的に活用して社会課題に対応していくことも期待されます。

(A-STEPとは)

A-STEPは大学・公的研究機関等（以下、「大学等」という。^{※1}）で生まれた科学技術に関する研究成果を国民経済上重要な技術として実用化することで、研究成果の社会還元を目指す技術移転支援プログラムです。

(A-STEPの果たす役割)

本プログラムでは、大学等が創出する社会実装志向の多様な技術シーズの掘り起こしや、先端的基础研究成果を持つ研究者の企業探索段階からの支援、産学共同による技術シーズの実用化に向けた可能性検証への支援、及び開発ニーズを持つ企業による技術シーズの実用化に向けた支援といった、適切なハンズオン支援の下で研究開発を推進することで、中核技術の構築や実用化開発等の推進を通じた企業への技術移転を行います。さらにハンズオン支援等を通じて産学連携活動のノウハウを提供し、産学連携に取り組む研究者裾野拡大を図ります。また、本プログラムに参画する若手研究者の自発的な研究活動を支援することによる若手研究者の育成や、自然科学と人文・社会科学の融合による「総合知」^{※2}を活用した科学技術・イノベーションの創出を目指します。

※1 「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人または一般社団法人をいいます。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、以下をすべて満たすものが対象です。

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

※2 『社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知』』
(第6期科学技術・イノベーション基本計画(2021年3月26日閣議決定))

内閣府「総合知」ポータルサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>)

なお、総合知の基本的考え方と戦略的な推進方策については、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会で検討が進められています。A-STEPでも当該検討結果等を参考にして引き続き推進方法の検討・改善等を図ります。

1.1.2 概要

A-STEPでは、大学等の研究成果の技術移転に伴う技術リスクを顕在化し、それを解消することで企業による製品化に向けた開発が可能となる段階まで支援します。研究開発の状況に応じて、リスクの解消に適した複数のメニューを設けています。

表 1. 支援メニュー概要

支援メニュー	産学共同 ^{※1}		実装支援 (返済型)
	ステージⅠ（育成フェーズ）	ステージⅡ（本格フェーズ）	
目的・狙い	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、企業等との共同研究に繋げるまで磨き上げ、「学」と「産」のマッチングを行い、共同研究体制の構築を目指す。	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、大学等と企業等との共同研究により、実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転することを目指す。	大学等の研究成果（技術シーズ）の社会実装を目指し、スタートアップ等が実用化開発を行う。
課題提案者	大学等の研究者	大学等の研究者と企業等	スタートアップ等
対象分野	特定の分野を指定せずに幅広く募集。ただし医療分野は対象外。		
研究開発期間	最長 2.5 年	最長 4.5 年 ステージゲート評価から移行した場合は最長 4 年	最長 3 年間
研究開発費 (間接経費を含む)	上限 1,500 万円（年額） ^{※2}	上限 2,500 万円（年額） ^{※2}	上限 5 億円（総額）
資金の種類	グラント	マッチングファンド	返済型 事後評価がS,A,B評価の場合：開発費 全額を返済 事後評価がC評価の場合：開発費の 10 %を返済
その他	ステージⅠ（育成フェーズ）からステージⅡ（本格フェーズ）へのステージゲート評価あり		

※1 2024 年度新設 ※2 初年度は研究期間を踏まえて上限額設定

A-STEP では、厳しい財政状況の中で産学による最適な研究開発を推進していくため、実用化に向けた研究開発の早い段階から政府資金と合わせて各支援メニューに応じた企業の支出や企業関係者による研究開発への関与、共同研究における企業の研究設備、施設等の活用などの民間負担を求めるものとし、民間リソースの更なる積極的活用を推進します。

1.1.3 事業実施体制

A-STEP では、JST が競争的研究費制度として本プログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。PD、PO は、外部有識者等で構成され、研究開発運営・支援体制の核となり、本プログラムの適切な運営、課題の選考・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

1.1.4 特徴

（１）幅広い研究開発が支援対象

A-STEP では、研究開発の目的・状況に合った支援メニューを選択して応募することができます。また、複数の支援メニューを継続して利用する[※]ことにより、長期の研究開発を実施することが可能です。

※ステージⅠ（育成フェーズ）からステージⅡ（本格フェーズ）への移行にはステージゲート評価を設けています。絞り込みを経て移行可と評価された場合には切れ目なく研究実施することが可能です。他の支援メニューを継続して利用する場合は、公募時に新規提案としてご応募いただくこととなります。

また、A-STEP では、社会課題解決等に向けて、イノベーションの創出が期待できる、幅広い分野の研究開発提案を支援対象としています。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEP では原則として募集の対象外となります。

（２）研究開発計画の最適化

A-STEP では、提案された研究開発計画に関し、実施しようとする研究開発の状況に対する研究開発費の規模、実施期間等について、研究開発を効果的・効率的に推進するために、研究開発計画の最適化を必要に応じて行います。

また、研究開発の推進中には、より効率的な推進のため、PO が研究開発課題全体のマネジメントを行い、適宜アドバイスをを行います。さらに個々の課題の推進状況に応じて、適切な専門家（ア

ドバイザー)を配置して課題推進の強化を図ります。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JSTは持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

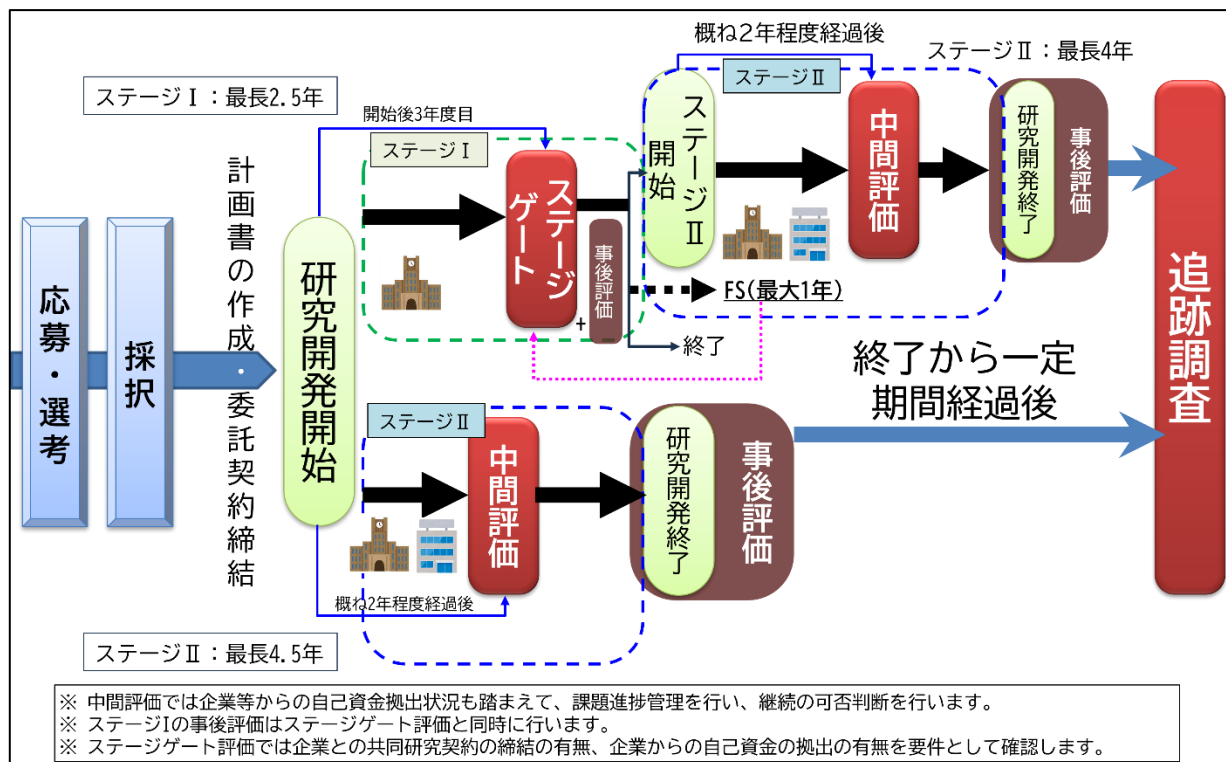
私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第2章 公募・選考

2.1 産学共同について

産学共同はステージⅠ（育成フェーズ）とステージⅡ（本格フェーズ）の2つのメニューで構成されます。各メニューの詳細は「[第3章 ステージⅠ（育成フェーズ）について](#)」、「[第4章 ステージⅡ（本格フェーズ）について](#)」を参照してください。



産学共同の研究開発推進の流れ

2.2 公募期間・選考スケジュール

2.2.1 公募期間

産学共同の課題提案の募集期間は以下の通りです。

公募要領はメニュー毎に分かれているため、他メニューについては該当する公募要領をご覧ください。

募集期間	
開始	締切
2024年5月1日（水）	2024年6月18日（火）11:59まで

課題提案に関して重複応募の制限があります。詳しくは「[5.3 産学共同における重複応募の制](#)

限について」を参照してください。

2.2.2 選考スケジュール

産学共同の募集締切後のおおよその選考スケジュールは以下のとおりです。

書類選考	2024年7月上旬～7月下旬
面接選考	2024年8月下旬～9月下旬
課題選定	2024年11月
研究開発開始	2024年12月1日（予定）

2024年度公募の公募説明会は、オンライン開催を予定しています。詳細は、A-STEP ウェブサイトの募集ページ（下記URLを参照ください）に掲載します。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

2.3 研究開発実施期間

メニュー		研究開発実施期間
産学共同	ステージⅠ （育成フェーズ）	2024年12月から2027年3月までの2年4ヶ月以内 （3年次の年度末まで実施可能）
	ステージⅡ （本格フェーズ）	2024年12月から2029年3月までの4年4ヶ月以内 （5年次の年度末まで実施可能）

2.4 研究開発費（上限額）

メニュー		研究開発費
産学共同	ステージⅠ （育成フェーズ）	上限 1,500 万円（年額、間接経費含む、税込） 初年度は上限 500 万円
	ステージⅡ （本格フェーズ）	上限 2,500 万円（年額、間接経費含む、税込） 初年度は上限 850 万円

※応募分野により別途条件があります、「5.1 対象分野について」を参照してください。

2.5 提案期間・予算の査定

提案された実施期間、研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。提案された期間・規模の資金を投じるにはリスクが大きいと判断された場合には、期間や資金を縮小して採択する場合があります。

ます。

2.6 採択予定課題数

メニュー		採択予定件数
産学共同	ステージⅠ（育成フェーズ）	～40 課題程度
	ステージⅡ（本格フェーズ）	～4 課題程度

※件数は課題提案の状況や予算により変動します。

第3章 ステージⅠ（育成フェーズ）について

3.1 概要

3.1.1 目的・狙い

ステージⅠ（育成フェーズ）（以下、「育成フェーズ」という）は、社会課題解決等に向けて、大学等における新規性・優位性のある基礎研究成果（技術シーズ）を企業等との共同研究に繋げるまで磨き上げ、「学」と「産」のマッチングを行い、共同研究体制を構築することが目的です。

具体的には、社会課題解決等に向けた研究成果の社会実装のアイデアに関して、研究を推進するとともに、企業訪問等を通じたニーズの詳細把握や、知的財産を形成[※]することで、企業等との共同研究に繋がる成果を得ることを目指します。

育成フェーズによる支援終了時にはステージⅡ（本格フェーズ）において実施が可能な産学共同の研究体制を構築していることを期待します。また、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行を希望する研究開発課題を対象に、移行可否を決定するステージゲート評価を実施し、研究開発課題の絞り込みを行います。切れ目なく産学共同で研究開発を継続し、技術移転を進めることで、将来の科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出に繋がることを期待します。

また、多様な研究成果の実用化や継続的な研究開発に向け、若手研究者の産学連携への参加促進も目的としています。若手研究者からの積極的な応募も期待しています。自然科学と人文・社会科学の融合による総合知を活用する提案も期待します。

なお、2024年度においても、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル実装を通じて地域が抱える課題の解決に資する研究開発の提案も期待します。

（注）研究を推進するとともに、企業ニーズ把握、共同研究相手先の企業探索のため企業訪問や知財形成等の産学共同研究に向けた活動も実施いただきます。研究者自ら積極的に取り組むことが必要です。

※ 国において、旧来の知的財産権に加え「スタートアップ・大学による活用」「標準化」「データ利活用」等の重要性も踏まえた知的財産推進計画が公表されています。

「知的財産推進計画 2023」（知的財産戦略本部 2023年6月9日）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf

3.1.2 研究開発体制

単独もしくは複数の大学等^{※1}のみからなる研究開発チームで実施していただきます。育成フェー

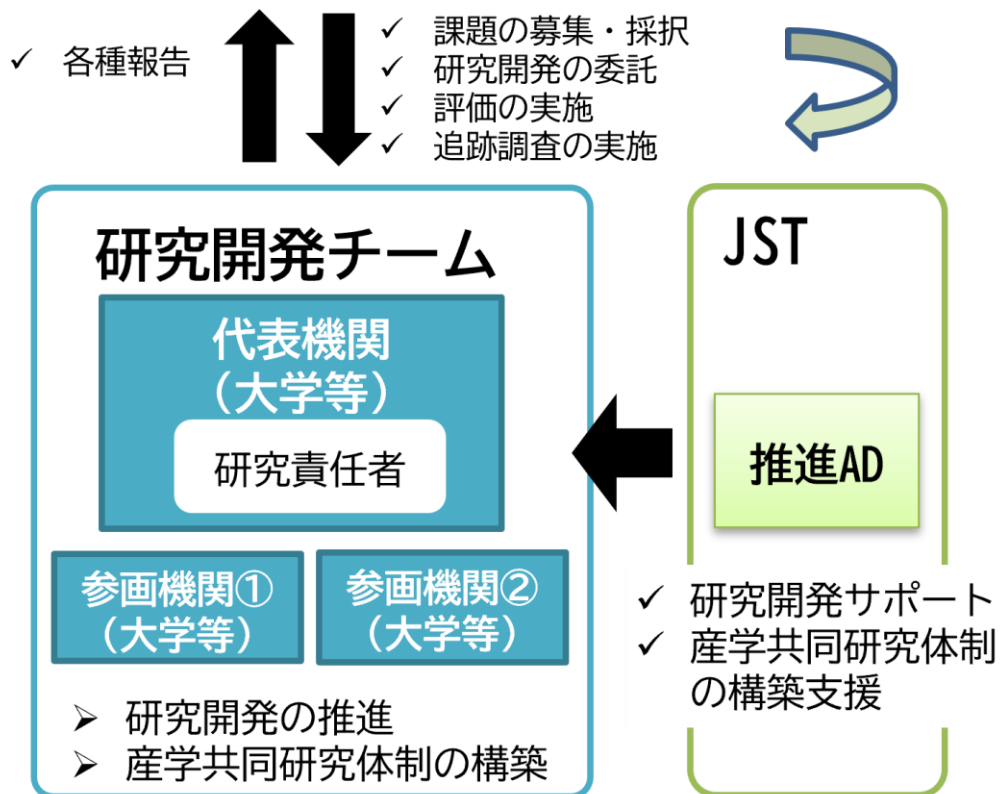
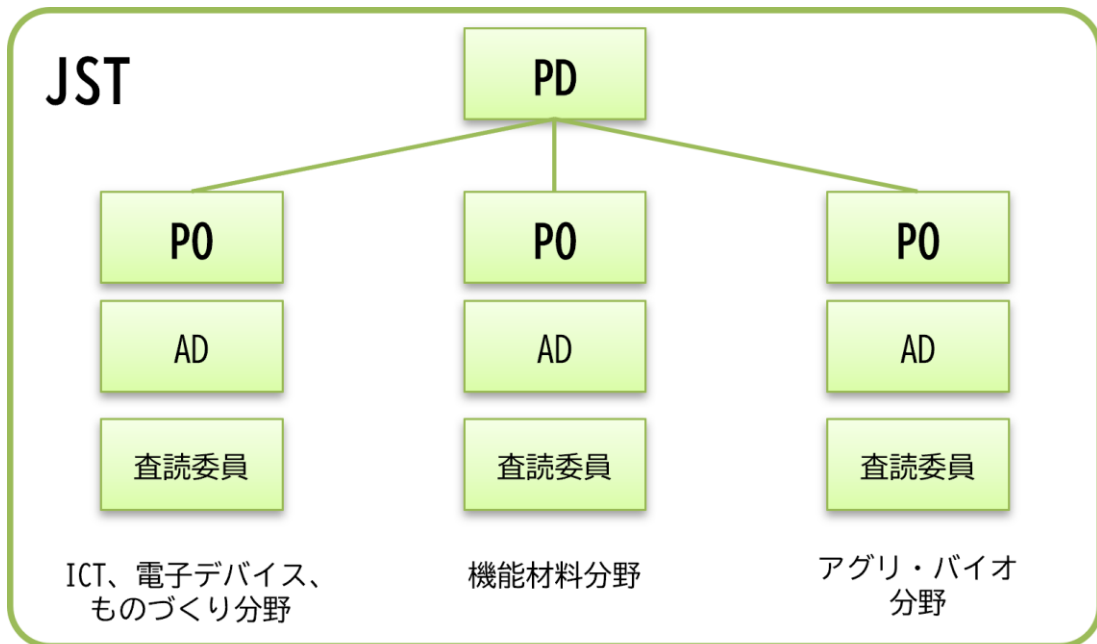
ズでは、研究開発チーム全体の代表者を「研究責任者」と呼びます。また、研究責任者の所属機関において支援人材^{※2}によるサポートがある場合、研究開発チームの参加者として加えることも可能です。JST は大学等の研究者が所属する機関に委託研究開発費として研究開発費を支出し、推進アドバイザー^{※3}等により、研究開発の推進や産学共同研究体制の構築等について支援を行います。

※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

※2 支援人材とは、大学等において継続的に技術移転を支援する役割を担う人材のことです。例えばコーディネータ、リサーチ・アドミニストレーター等が該当します。

※3 推進アドバイザーとは、研究開発課題毎に、産学共同体制の構築に対する助言等のサポートを行うJST 職員または外部有識者であり、PO により選任されます。研究開発課題実施に対して研究責任者と常にコミュニケーションを取れる体制とし、研究責任者と共に出口目標の達成を目指します。

ステージ I（育成フェーズ）の事業推進体制と研究開発体制



3.2 応募要件

応募要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として応募書類の不受理、ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

※研究責任者が応募可能な課題提案の数については「5.3 産学共同における重複応募の制限について」をご参照ください。

3.2.1 課題提案の要件

以下の要件を満たす必要があります。

① 応募時点で、大学等^{※1}における新規性・優位性のある基礎研究成果（技術シーズ）^{※2}が存在すること。

② 社会課題解決等に向けて目指す、技術シーズの社会実装のアイデアが示されていること。

※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

※2 育成フェーズにおける技術シーズとは、社会課題解決等に向けて目指す社会実装のアイデアの基となる基礎研究成果を指します。具体的には、①特許等の知的財権、②論文、③競争的資金等による成果、等になります。

3.2.2 課題提案者の要件

以下の要件を満たす必要があります。

① 研究責任者は、提案内容の元となる技術シーズの創出にかかわった者であること。（技術シーズに関する論文の著者や、技術シーズ創出時に受けていた資金制度の参加者など。また、技術シーズが特許の場合はその発明者であること。）

② 研究責任者は、研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。

③ 研究責任者は、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JSTが提供するプログラムを応募締切までに修了していること。（プログラムについて

は「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」を参照してください)

④ 研究責任者は、応募にあたって、以下の4点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・課題提案が採択された場合、研究参加者（研究責任者、主たる研究分担者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・本課題提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※e-Radの応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

3.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 単独あるいは複数の大学等のみからなる研究開発チームであること。応募時に大学等以外の機関の参加は認められません。
- ② 研究責任者の課題提案を実現する上で最適な体制であること。

※①について、実施期間中に企業探索の過程で企業等とのネットワーキングにより、企業等と協力体制を構築していくことを推奨します。

※参画する研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「6.7 研究開発機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究開発機関の事前承認を確実に得てください。

3.3 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下の3種類です。

①	産学共同 ステージ I (育成フェーズ) 課題提案書 【必須】
②	技術シーズの詳細が分かる資料 (3点以内) ※1
③	他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果 ※2

※1 論文や、技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書等。また、技術シーズが特許の場合、特許出願の出願書・特許公報・明細等とともに「出願番号」「出願人」「発明者」が分かる書類。

なお、ファイル名等の表記は提案書中の記載と齟齬がないようにしてください。本資料を課題提案者の判断により添付しない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利益を被る可能性があることをご了承ください。

※2 本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果があれば、添付してください。事後評価結果が掲載されたウェブサイトのURLでも結構です。

※3 上記以外の資料を添付されていても、当該資料は審査に用いません。

提出された応募書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題提案を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「7.34 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。

応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

公募要領及び提案書様式はe-Rad で受付中の公募一覧よりダウンロードできます。もしくは、A-STEP ウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

3.4 選考の観点

育成フェーズでは、以下の観点で選考を行います。

a. 技術シーズの新規性・優位性

技術シーズに新規性があり、独創性が認められること。また、発展性が認められること。

- ✓技術シーズに新規性、独創性が認められるか。
- ✓技術シーズに発展性が認められるか。
- ✓従来技術、競合技術に対して優位性が認められるか。

b. イノベーションインパクト

社会課題解決等に向けて、研究成果の社会実装のアイデアが検討されていること。

研究成果の社会実装が実現した場合に、イノベーション創出の可能性や波及効果が期待できること。

- ✓解決すべき社会課題等が具体的に示されているか。
- ✓研究成果の社会実装のアイデア、方向性が具体的に検討されているか。
- ✓研究成果の社会実装の姿に社会革新性、公共性が期待できるか。
- ✓学術的、経済的な波及効果を期待できるか。

c. 研究開発の目標

研究開発課題の目標の設定が妥当であること。

- ✓ステージ I 終了時の到達点が具体的に設定されているか。産学共同の研究開発体制構築への発展が期待できるか。
- ✓終了時の到達点を達成するために必要な技術的目標が設定されているか。
- ✓ステージ I 終了後の実施内容は検討されているか。

d. 研究開発の計画

研究開発計画が妥当であること。

- ✓技術的目標の達成に向けて、問題点の抽出及びその解決策、実施内容が適切に検討されているか。
- ✓研究開発の実施体制は妥当であるか。
- ✓研究成果の社会実装を目指すにあたり、必要とされるELSI等の課題が検討されているか。また、必要に応じて総合知の観点による課題は検討されているか。

✓研究開発機関、研究者による産学共同研究の体制構築に向けた活動が検討されているか。

e. その他、目的を達成するために必要なこと。

3.5 ステージゲート評価

育成フェーズでは、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行を希望する研究開発課題を対象に、移行の可否を決定するステージゲート評価を研究開発終了前の適切な時期に実施します。

ステージⅡ（本格フェーズ）では大学等の基礎研究成果の実用化に向けた可能性を検証し、その成果を大学等から企業等へ技術移転を目指した研究開発を実施することから、ステージゲート評価では、研究開発の進捗に加え、ステージⅡ（本格フェーズ）における企業等との技術移転計画も評価します。ステージゲート評価にあたっては、ステージⅡ（本格フェーズ）の「4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」の要件を満たしていることが前提となります。

ステージゲート評価により育成フェーズからステージⅡ（本格フェーズ）への移行が決定した研究開発課題は、企業等が参画して研究開発体制の強化を図るなど、技術移転に向けて研究開発を加速していただきます。また、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行の他に、最長1年間のフィージビリティスタディを実施していただく場合があります。フィージビリティスタディ実施後に再度ステージゲート評価を受けることが可能です。

なお、ステージゲート評価では研究開発課題の絞り込みを実施します。そのため、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行、またはフィージビリティスタディの実施のいずれも認められない場合があります。

第4章 ステージⅡ（本格フェーズ）について

4.1 概要

4.1.1 目的・狙い

ステージⅡ（本格フェーズ）（以下、「本格フェーズ」という）は、社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、大学等と企業等の共同研究により実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転することが目的です。

具体的には、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、科学技術の知見に基づいた、中核技術の構築に資する成果（例：プロトタイプ評価等）を得て、その成果を企業等へ技術移転することを目指します。また、円滑な技術移転のために、大学等と企業等の間での人材交流（企業研究者の受入、インターンシップ等）も積極的に進めることを期待します。

本格フェーズによる支援終了後には、企業を中心とした研究開発を継続していただくことで、科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出を期待します。自然科学と人文・社会科学の融合による総合知を活用する提案も期待します。

なお、2024年度においても、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル実装を通じて地域が抱える課題の解決に資する研究開発の提案も期待します。

4.1.2 研究開発体制

本格フェーズにおける研究開発は、大学等の研究者と企業等からなる産学共同研究チームで実施していただきます。大学等の代表者を「研究責任者」と呼びます。研究責任者は産学共同研究チーム全体の代表者となります。JSTは、推進アドバイザー[※]等により、産学共同研究チームの会議等への参加や各機関へのサイトビジットなどを通じて、研究開発の推進等について支援を行います。

また、JSTは原則として、産学共同研究チームの大学等の研究開発機関に研究開発費を支出します。JSTからの研究開発費の支出に関して、詳しくは「6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格フェーズのみ）」をご覧ください。

※ 推進アドバイザーとは、研究開発課題毎に、研究開発の推進に対する助言等のサポートを行うJST職員または外部有識者であり、POにより選任されます。研究開発課題実施に対して研究責任者と常にコミュニケーションを取れる体制とし、研究責任者と共に出口目標の達成を目指します。

4.2 応募要件

応募要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として応募書類の不受理、ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

※研究責任者が応募可能な課題提案の数については「5.3 産学共同における重複応募の制限について」をご参照ください。

4.2.1 課題提案の要件

以下の要件を満たす必要があります。

① 応募時点で、大学等^{※1} の研究成果に基づく技術シーズ^{※2} が存在していること。なお、技術シーズとしては、原則として特許権等の知的財産権として確保されていることを期待します^{※3}。

（注） 知的財産権の所有者にJST が含まれる場合は、必ず応募前に、JST 知的財産マネジメント推進部にご確認ください【j-cips@jst.go.jp】

※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

※2 本格フェーズにおける技術シーズとは、社会的・経済的・技術的課題に対する解決策の基となる研究成果を指します。

※3 国において、旧来の知的財産権に加え「スタートアップ・大学による活用」「標準化」「データ活用」等の重要性も踏まえた知的財産推進計画が公表されています。

「知的財産推進計画 2023」（知的財産戦略本部 2023 年 6 月 9 日）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf

② 産学共同による技術シーズの実用化に向けた可能性を検証し、その技術移転に向けた具体的な研究開発計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。

4.2.2 課題提案者の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 研究責任者は、提案する技術シーズの創出にかかわった者であること。(技術シーズが特許等の知的財産権の場合は、その発明者であること。)
 - ② 研究責任者は、研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。
 - ③ 研究責任者は、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JSTが提供するプログラムを応募締切までに修了していること。プログラムについては「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」を参照してください。
 - ④ 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。
 - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守すること。
 - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」の内容を理解し、遵守すること。
 - ・課題提案が採択された場合、研究参加者(研究責任者、主たる研究分担者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等)は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
 - ・本課題提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。
- ※e-Radの応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 大学等と企業等からなる産学共同の研究開発体制での提案であること。課題提案の目標を達成し、大学等の技術シーズの企業等への技術移転を実現する上で最適な体制であること。複数の大学等及び企業等からなる研究開発体制も可能です。
- ② 企業等には技術移転先となる民間企業を必ず含むこと。

民間企業とは、日本の法人格を有し、研究開発を自ら実施する、株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかを指す。
- ③ 課題提案にあたり、研究責任者と各企業等との連名の「産学共同 ステージⅡ(本格フェーズ)共同研究に関する届出書」(以下、「届出書」といいます。)を提出すること。届出書において企業等の自己資金の拠出予定額が記載されていること。自己資金に関しては「6.3.4 マッチング

ファンド形式の支出について（本格フェーズのみ）をご覧ください。

※参画する研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「6.7 研究開発機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究開発機関の事前承認を確実に得てください。

4.3 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下の4種類です。

①	産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）課題提案書 【必須】
②	産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）共同研究に関する届出書 ^{※1} 【必須】
③	技術シーズの詳細が分かる資料（3点以内） ^{※2}
④	他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果 ^{※3}

※1 本格フェーズへの応募に際して、研究責任者と各企業等との連名の共同研究に関する届出書の提出が必要となります。届出書では企業等の自己資金拠出予定額の記載のほか、代表機関がとりまとめるJSTからの各種依頼に対応すること等について誓約いただきます。詳しくは届出書の様式及び作成要項をご確認ください。

※2 技術シーズが特許の場合、特許出願の願書、公開・公表特許公報、特許公報等、明細とともに「出願番号」「出願人」「発明者」が分かる書類になります。他の知的財産についても同様です。提案書中の記載と齟齬がないようにしてください。課題提案者の判断により添付しない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利益を被る可能性があることをご了承ください。

※3 本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果があれば、添付してください。事後評価結果が掲載されたウェブサイトのURLでも結構です。

※4 上記以外の資料を添付されていても、当該資料は審査に用いません。

提出された応募書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題提案を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「7.34 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。

応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

公募要領及び提案書様式は、A-STEP ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

4.4 選考の観点

本格フェーズでは、以下の観点で審査を行います。

a. 技術シーズの新規性・優位性

技術シーズに新規性、独創性が認められること。また、発展性が認められること。

- ✓ 技術シーズに新規性、独創性が認められるか。
- ✓ 技術シーズに発展性が認められるか。
- ✓ 従来技術、競合技術に対して優位性が認められるか。

b. イノベーションインパクト

社会課題解決等に向けて、技術シーズを基にした、イノベーション創出につながる製品・サービス等（最終目標）が提示されていること。

製品・サービス等の実現により、国民生活や社会にインパクトを与えることが期待できること。

- ✓ 解決すべき社会課題等が具体的に示されているか。
- ✓ 製品・サービス等（最終目標）が具体的に検討されており、目標が適切に設定されているか。
- ✓ 製品・サービス等（最終目標）に社会革新性・公共性が期待できるか
- ✓ 学術的、経済的な波及効果を期待できるか。

c. 研究開発の目標

研究開発課題の目標の設定が妥当であること。

- ✓ ステージⅡ終了時の到達点が具体的に設定されているか。その到達点は最終目標の実現に向けて妥当であるか。
- ✓ 終了時の到達点の達成に向けて、技術的目標、チェックポイントの設定は妥当であるか。また、技術的目標は具体的であるか。
- ✓ 終了時の到達点を達成した際に、技術シーズの企業等への技術移転が期待できるか。

d. 研究開発の計画

研究開発計画が妥当であること。

- ✓ 技術的目標の達成に向けて問題点の抽出及びその解決策、実施内容が適切に検討されているか。
- ✓ 研究開発スケジュールの設定は妥当であるか。また工程は具体的であるか。
- ✓ 最終目標の実現を目指すにあたり、必要とされるELSI等の課題が検討されているか。また、必要に応じて総合知の観点による課題が検討されているか。

e. 技術移転に向けた取組

企業等への技術移転に向けた実施内容が妥当であること。

- ✓ 産学共同の研究開発体制が組織され、機関毎に効果的な役割分担が計画されているか。
- ✓ 企業等が実施する計画について、企業等自身が責任を持って技術移転に向けて推進する内容となっているか。
- ✓ 技術移転に向けて、特許やノウハウ等の知的財産の形成が検討されているか。

f. その他、目的を達成するために必要なこと。

第5章 共通事項

5.1 対象分野について

育成フェーズ及び本格フェーズでは、社会課題解決等に向けてイノベーションの創出が期待できる、幅広い分野からの課題提案を対象としています。

ただし、医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEP では原則として募集の対象外となります。

育成フェーズ及び本格フェーズでは、以下の3つの分野を設定しており、各POと『プログラムオフィサーの方針』を以下の通り示します。応募提案時に合致する分野を選択していただきます。分野横断的な課題提案の場合、本事業でもっとも焦点をあてて研究開発を推進すべきと思われる要素に該当する分野を選択してください。また、課題提案の内容により、選択したものと別の分野で選考を行う場合があります。

ICT、電子デバイス、ものづくり分野

PO：馬場 俊彦（横浜国立大学 工学研究院 教授）

本分野は、IoT、AI、ネットワーク等のICT技術とそれを支える計算機・センサ・デバイス基盤技術、設計・加工・組み立て・造形等によるものづくり技術、さらにはロボティクスを含めたサイバーフィジカルシステムについて、その高度化、効率化、スマート化、安全性・信頼性向上などに関する提案を幅広く対象とします。

また、異分野との連携・協働による融合領域に資する提案も対象となります。

●選考にあたってのPOの方針

AI、次世代高速通信、自動運転、半導体の開発が加速する中で、社会で必要とされる新技術も刻々と変化しています。本分野では、従来の延長線上にある技術だけでなく、様々な新技術の活用や融合をはかり、現代社会の課題解決を目指す提案を募集します。また、未来社会の課題を予想し、その解決や展開を創造するような提案も歓迎します。

選考に当たっては、社会的なインパクトの大きさ、知財や論文発表を根拠とする独創性、社会実装に適したシンプルな取り組みが示されている提案を重視します。産学連携に高い意欲を持つ若手研究者・女性研究者による提案も尊重します。

ICTや電子デバイス、ものづくりは、日本の発展を支える裾野の広い分野です。10年以内の社

会実装を本気で考える提案を期待します。

機能材料分野

PO：宝野 和博（国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長）

本分野は、大学等におけるシーズ研究の成果を具体的な応用に繋げることを視野に入れ、システムの進化に貢献すると期待される革新的材料の開発を目指します。対象となるのは、素材・ナノテクノロジー、再生可能エネルギー開発に関する基幹材料技術、省資源化・資源循環技術や代替素材技術、カーボンニュートラルに向けた環境負荷の低い製造や原料精製技術、効率的な材料開発手法を可能にするマテリアルDXに関する提案を広範に募集します。

また、これらの実現を目指すため、異分野との連携・協働による研究提案も歓迎します。

●選考にあたってのPOの方針

「課題先進国」と称される我が国において、多様化した社会課題を解決し、持続可能な社会を構築するための技術開発は多岐にわたり、革新的材料の開発はその中核的な役割を果たすと考えられます。「マテリアル革新力強化戦略」においても、データ駆動型の研究開発基盤の構築など、新たな価値創出への取り組みが重要とされています。本分野では、固定観念にとらわれない、斬新なアイデアに基づく革新的な材料開発の提案を募集します。具体的には新機能の発現や高機能化、ナノからマクロレベルでの構造制御、機能と構造の相関性を基にした新奇な材料の設計、従来の材料技術を凌駕する革新的材料技術、データ科学やAIを駆使したデータ駆動型材料開発、高性能な材料が社会に広く安定して供給されるための材料合成プロセス開発などが対象です。また、社会課題の解決を目指した研究に進化させるには、単に経験に基づく材料開発にとどまらず、新たな現象が発見された際にその新機能の科学的根拠をあきらかにし、応用への基礎的な理解を深めることが重要です。また、新材料の産業化への課題とその解決策を明確にし、材料が実装された場合のシステム性能の向上がもたらす社会的・経済的インパクトを評価することが重要です。

これらの研究を通じて、課題解決能力の高い若手研究者を育成することに意欲的に取り組む提案を重視します。

アグリ・バイオ分野

PO：山本 卓（広島大学 ゲノム編集イノベーションセンター 教授・センター長）

本分野は、高機能バイオ素材、バイオプラスチック、持続的・一次生産システム、生活習慣改善ヘルスケア、機能性食品、デジタルヘルス、バイオ生産システム、バイオ関連分析・測定・実験システム、バイオ創薬に資する基盤技術など、アグリ・バイオ分野に関する基礎研究(育成フェーズ)と産学共同による実用化に向けた検証(本格フェーズ)の提案を幅広く対象とします。

また、異分野との連携・協働による融合領域に資する研究提案も対象となります。

●選考にあたってのPOの方針

アグリ・バイオ分野の研究開発は、食糧問題、健康問題、環境問題などグローバルな課題の解決に繋がることが期待され、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール達成に必要とされる技術・製品開発が含まれます。これらの研究開発は、独創的な基礎研究からスタートする一方、社会のニーズを捉えて研究開発の方向性を考えていくことも重要です。

本分野では、単なる基礎技術の組み合わせでなく、斬新なアイデアをもとに新規技術や製品を開発し、産業へ繋げようとする意欲的な研究提案を期待します。戦略的な知財化と産学共同研究を展開させることが、社会実装に繋がると期待しています。

また、異分野融合での研究提案も期待し、今後の産学連携に意欲的に挑む若手研究者や女性研究者を積極的に採択します。

5.2 応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という）を通じて行っていただきます。ログインID をお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください。また、締切間際はe-Radのシステム負荷が高くなり、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとつて応募を完了してください。

なお、募集締切までにe-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、募集締切時刻以降にe-Rad を通じて課題提案の取り下げ処理を行った場合は辞退したものとみなし、審査の対象とはいたしません。

事前に、研究開発機関及び研究者の登録、研究インテグリティに係る情報の入力が必要です。

e-Rad およびe-Rad を通じた応募手続きの方法については、「第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご確認ください。応募書類については巻末の課題提案書様式をご確認ください。

※応募書類提出にあたっての注意事項

- ① e-Radを通じた方法以外の応募は受理いたしません。
- ② 応募書類は、全てe-Radにアップロードしてください（郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受けません）。誤って郵送等された場合も受理しません。発送者への連絡・返却は行わず、破棄いたします。
- ③ 課題提案書は、印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、WordファイルからPDFへの変換処理をしてください（e-Radにアップロードできる最大容量は30MBです。）
- ④ 課題提案書には下中央に通し頁（- 1 -）を付けてください。
- ⑤ 課題提案書以外の書類は印刷物をスキャナー等で取り込んでかまいません。
- ⑤ PDFファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。設定された場合、アップロードしなかったものとして取扱い、適切な評価ができず審査上不利を被る可能性があることをご了承ください。
- ⑥ 締切後、提出いただいた書類の返却、差し替え、追加、変更等には一切応じられません。

5.3 産学共同における重複応募の制限について

2024年度公募において、以下の通り重複応募の制限を行います。また、本項において記載のないJST内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは「7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- ① 当年度公募に研究責任者として応募可能な件数は一人あたり1件になります。育成フェーズ及び本格フェーズにおいて複数の課題提案を行うことは出来ません。また、育成フェーズと本格フェーズの両方に課題提案を行うことは出来ません。
- ② 同一の研究開発チームが研究責任者と主たる研究分担者を互いに入れ替え、複数の課題提案を行うことは出来ません。
- ③ 現在、以下のa、bいずれかの立場にある方は当年度公募に課題提案者として応募できません。
 - a. 育成フェーズもしくは本格フェーズの研究責任者
 - b. 産学共同（育成型）もしくは産学共同（本格型）の研究責任者

ただし、研究開発実施期間が2024年度で終了する場合は応募が可能です。

5.4 選考方法

選考スケジュールは「[2.2 公募期間・選考スケジュール](#)」をご覧ください。

5.4.1 選考の流れ

a. 形式審査

提出された応募書類について、応募要件、委託研究開発費の金額、研究開発実施期間、必須書類の有無、必須書類の不備確認、応募及び参加資格の制限等、条件を満たしているかについて審査します。

これらの条件を満たさないことが判明した場合、原則として応募書類の不受理、ないし不採択とします。

b. 書類選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、書類選考を実施します。これらの選考結果をもとに面接選考を実施する課題提案を選定します。

c. 面接選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、面接選考を実施します。なお、面接選考に欠席した場合は、辞退とみなします。

d. 最終選考

面接選考の評価を踏まえ、PD 及びJST が取りまとめを行い、支援する研究開発実施期間、研究開発費を含め、最終選考を行います。

e. 研究開発計画等の調整

最終選考に際し、JST は課題提案者と研究開発計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行います。

f. 研究開発課題の決定

条件の合意が得られた研究開発課題をJSTが選定します。

5.4.2 面接選考の実施

書類選考の結果は、面接選考の対象となった課題提案のみ、応募時のe-Radにおける課題ID（8桁）をA-STEPウェブサイトの募集ページに掲載します。また、面接選考の対象となった課題提案者には、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等について個別にご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での応募書類、計画書等の提出を求める場合があります。面接選考の日程

は決まり次第、ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

面接選考では、研究責任者に研究開発構想を説明していただきます。もし必要があれば、主たる研究分担者が補足的に説明していただいても構いません。

※面接選考にかかる通信料・旅費等の経費は自己負担でお願いします。

5.4.3 選考結果の通知

選考の結果については、採否にかかわらず、研究責任者にe-Radを通じて通知します。各メニューの選考結果発表の日程は、「[2.2.2 選考スケジュール](#)」をご覧ください。

※ 日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。

最新のスケジュールは A-STEP ウェブサイトの募集ページに掲載します。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

採択課題について、採択課題名、研究責任者氏名とその所属機関名、参画機関の研究開発機関名、実施期間及び課題概要をウェブサイト等で公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

※応募情報の管理については「[7.34 応募情報及び個人情報](#)の取扱い」を参照してください。

5.5 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究開発担当者^{※1}に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書に具体的に記載してください^{※2}。

※1 研究開発担当者は、研究責任者及び研究責任者の所属機関以外の研究開発機関における実施責任者（以下、主たる研究分担者という。）の総称です。

※2 公募期間中に、選考に関わる者の所属及び氏名を、A-STEP 公募のウェブサイト上に公開します。

A-STEP募集担当窓口：a-step[at]jst.go.jp

A-STEPウェブサイト：<https://www.jst.go.jp/a-step/>

- a. 研究開発担当者と親族関係にある者。
- b. 研究開発担当者と大学等の研究開発機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は被評価者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. 研究開発担当者と同一の企業に所属している者又は被評価者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 研究開発担当者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 研究開発担当者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 研究開発担当者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究開発担当者の利益相反マネジメント

課題提案者が「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする提案を行い、「研究開発担当者に関係する機関」に対してJSTから研究資金が配分されることは、研究開発担当者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究開発担当者と「研究開発担当者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究開発担当者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。なお、a及びbについては研究開発担当者のみではなく、研究開発担当者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究開発担当者等」と総称します。）についても同様に取り扱いします。

- a. 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
※ 研究開発担当者の当該機関の経営等への関与度合いに関わらず、関係する機関に該当します。
- b. 研究開発担当者等が役員（CTOを含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

※ 「役員」は会社法上の役員その他、執行役員やCTO等、経営や業務運営について影響力を与えると認められる者も役員と見なします。

※ 研究開発担当者の所属が企業等の場合、当該機関が所属機関のみの場合は該当しません。

c. 研究開発担当者が株式を保有している機関。

※ 株式その他、持分会社における持分を含みます。

d. 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関。

※ 当該機関から直接、もしくは研究開発担当者の所属機関を通して間接、のいずれの支払方法の場合も該当します。

※ 実施権付与している知的財産が本課題提案と関係無い場合も該当します。

※ 研究開発担当者の所属機関における実施（自己実施）による実施料収入は該当しません。

「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から審査会にて審議します。

そのため、「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする場合、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書にて「研究開発担当者に関係する機関」が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究開発担当者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JSTの利益相反マネジメント

JSTが出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JSTの利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JSTと出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

また、提案内容の技術シーズの権利をJSTが保有し、JSTからライセンス等している企業（以下「ライセンス先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JSTの利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JSTとライセンス先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JSTの出資先企業・ライセンス先企業を参画機関とする提案について、出資先企業・ライセン

ス先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について審査会にて審議します。

そのため、JSTの出資先企業・ライセンス先企業を参画機関とする場合、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書にて出資先企業・ライセンス先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントはJSTの公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JSTから出資を受けている、またはライセンスを受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JSTの利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JSTの出資先企業については下記ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

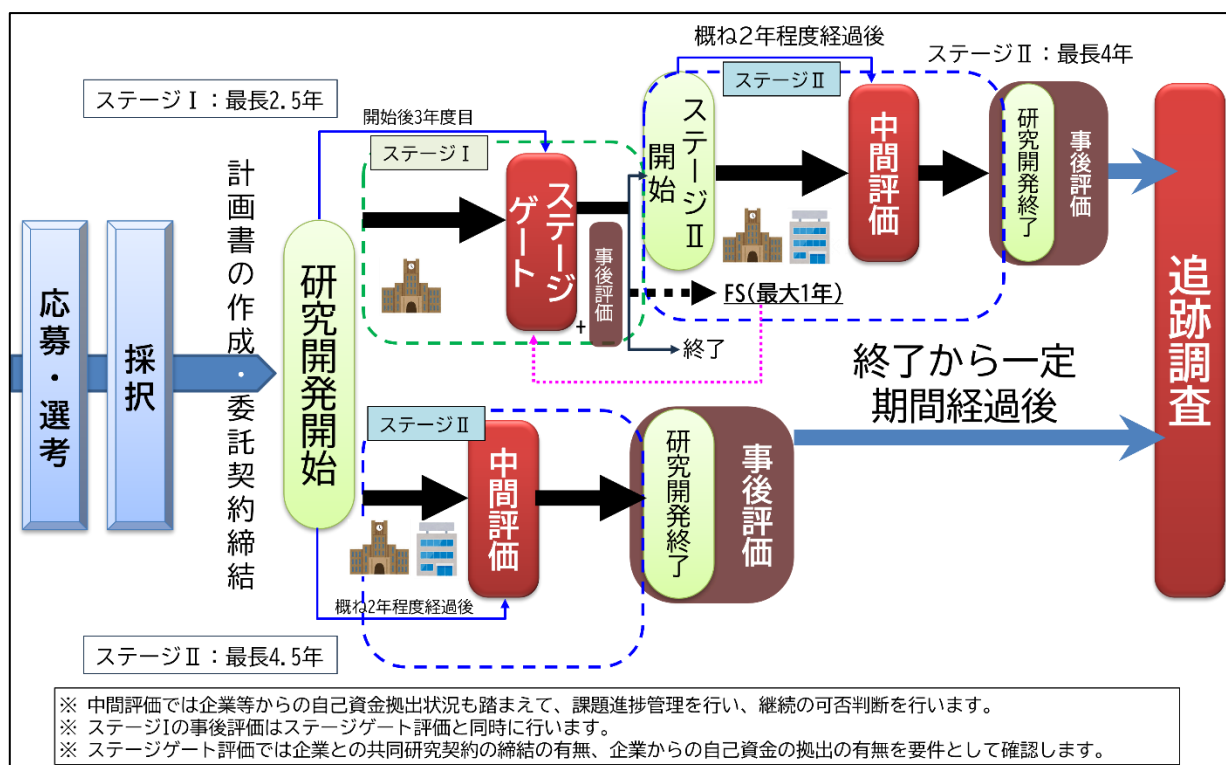
<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点でJSTからの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JSTの出資公表については下記ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

第6章 採択後の研究開発推進等について



産学共同の研究開発推進の流れ

6.1 研究開発計画書の作成

採択後、研究責任者は研究開発課題の研究開発実施期間全体を通じた全体計画書を作成します。また、参画機関毎に実施計画書を毎年度作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発体制等が含まれます。提案された研究開発計画は選考を通じて査定を受け、その結果を計画書に反映していただきます。また、研究開発計画は、内容を調整して合意が得られた後、POの確認、承認を経て決定します。なお、研究開発計画の内容に関して、選考結果（採択）の通知日から原則として2ヶ月以内に研究開発機関及びJSTの間で合意が得られない場合、研究開発の実施を行いません。

a. 研究開発は、以下の期間で実施していただきます。

育成フェーズ 2024年12月1日（予定）から最長2027年3月までの2年4ヶ月以内（3年次の年度末まで実施可能）

本格フェーズ 2024年12月1日（予定）から最長2029年3月までの4年4ヶ月以内（5年次の年度末まで実施可能）

※実際の研究開発実施期間は、研究開発計画の精査、承認により決定します。

b. 研究開発計画で定める研究開発費、研究開発実施期間及び研究開発体制は、研究開発の進捗状況、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることが

あります。

6.2 委託研究開発契約

- a. 研究開発課題の採択後、JST は、本研究開発の参画機関の間で共同研究開発契約が締結されることを前提に、研究開発担当者が所属する、JSTから研究資金が配分される研究開発機関との間で、個別に委託研究開発契約を締結します。
- b. 研究開発機関との委託研究開発契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「6.7 研究開発機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、原則として研究開発機関に帰属します。

6.3 研究開発費

JST は委託研究開発契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、研究開発費（直接経費）の30%）を加え、委託研究開発費として研究開発機関に支払います。

また、本格フェーズにおいては、研究開発実施期間中、企業等は研究開発に必要となる費用を自ら拠出いただきます。詳しくは、「6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格フェーズのみ）」をご参照ください。

6.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・試作品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発担当者及び全体計画書記載の研究開発参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究開発参加者（但し、研究開発担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究開発成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（2015年11月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「7.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限りPIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（2020年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業（A-STEPトライアウト／産学共同（ステージⅠ、ステージⅡ）／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応について（2024年4月30日改訂）

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi_a-step.pdf

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業（A-STEPトライアウト／産学共同（ステージⅠ、ステージⅡ）／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応について（2024年4月30日改訂）

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout_a-step.pdf

（注1）研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究開発目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの（※）

※JSTでは、委託研究開発契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大

学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のURLにて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

(注2) 特許関連経費の直接経費からの支出について

育成フェーズ及び本格フェーズでは、大学等を対象として、以下の1から3の要件をすべて満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合は間接経費から支出することが可能です。

1. 課題提案の委託研究開発にかかる成果を元にした発明であること。
2. 日本国内出願にかかる経費であること。
3. 受託研究期間内に権利化が見込まれること。

※ 出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用等、出願・審査にかかる経費が対象となります。

※ 受託研究期間に権利化されなくても、返金等を求めることはありません。

特許関連経費の直接経費からの支出を行う場合は、特許関連経費の発生前に研究開発機関からJSTに申請し、承認を得ることが必要です。

6.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費(直接経費)の30%が措置されます。研究開発機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(2001年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/2023年5月31日改正)に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

6.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究開発契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、研究開発機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格フェーズのみ）

本格フェーズにおいて、大学等と企業等からなる産学共同研究チームに対し、JSTは原則として大学等へ委託研究開発費を支出します。企業等には、研究開発課題の実施にあたり必要となる研究開発費を自ら支出していただきます（自己資金）。

課題提案時に提出する「産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）共同研究に関する届出書」に大学等への委託研究開発費と企業等の自己資金拠出予定額、及びその比率（マッチング指数）を記載していただきます。自己資金の実績や企業等における研究開発の実施内容等は研究責任者を通じて報告いただきます。JSTはマッチングの状況を確認することで、企業側の関与の拡大や技術移転の進展を評価する指標の一つとして活用します。また、企業等は届出書とは別に、代表機関の大学等と共同研究契約等を締結してください。契約方式は問いませんが、課題を推進する上で、必要な契約等を参画機関間で締結してください。詳しくは届出書の様式及び作成要項をご確認ください。

《留意事項》

- a. 自己資金として計上可能な研究開発費の内容は以下の通りとなります。
 - ✓ JSTの定める委託研究開発費の直接経費に相当する経費（「6.3.1 研究開発費（直接経費）」参照）
 - ✓ 企業等の研究開発参加者の人件費
 - ✓ 企業等の特許関連経費（出願、登録、維持に必要な経費）
 - ✓ 企業等が所有する資産に対する改造費
 - ✓ 企業等から大学等への共同研究開発費、寄付講座設置費
 - ✓ 学生の研究開発インターンの企業等側の受入経費
- b. 自己資金の拠出予定額は企業等で決定してください。
- c. 複数の企業等が参画する場合、マッチング指数は大学等への委託研究開発費の合計と各企業等における自己資金拠出予定額の合計との比率となります。JSTがマッチング指数を指定することはありません。
- d. 企業の自己資金の拠出実績等によっては、中間評価により中止となる場合もあります。

6.4 評価

- (1) 育成フェーズでは、POは研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題のステージゲート評価及び事後評価を行います。ステージゲート評価は研究開発終了前の適切な時期に実施します。また、事後評価は研究開発終了後できるだけ早い

時期又は研究開発終了前の適切な時期に実施します。

- (2) 本格フェーズでは、POは研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題の中間評価及び事後評価を行います。中間評価は研究開発開始後 2 年程度を目安として、また、事後評価は研究開発終了後できるだけ早い時期又は研究開発終了前の適切な時期に実施します。
- (3) 上記の他、POが必要と判断した時期に研究開発課題の評価を行う場合があります。
- (4) 事後評価においては、研究開発の進捗状況や研究開発成果の他に、研究開発データの管理・利活用の取組状況等の観点でも評価を行います。
- (5) 中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分（研究開発費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了（中止）の措置を行います。
- (6) 事後評価の結果はA-STEPウェブサイトで公表します。また、ステージゲート評価、中間評価においてステージ移行、継続と決定した場合、その旨をA-STEPウェブサイトで公表します。

6.5 調査

JSTは、研究開発終了後一定期間が経過した後に、研究開発の進捗状況や研究成果の活用状況を把握するための追跡調査を実施します。

6.6 研究責任者等の責務等

6.6.1 確認書の提出について

研究開発担当者は、課題提案が採択された後、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJST に提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するためにJST が指定する研究倫理教材の受講について周知徹底する。

また、上記c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に履修するようご留意ください。

6.6.2 研究倫理教材の受講・修了について

研究開発参加者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究開発費の不正使用を未然に防止するためにJST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）を修了することになります。詳しくは、「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」をご参照ください。

6.6.3 研究開発の推進・管理

- a. 研究責任者には、研究開発計画の策定とその実施に関することをはじめ、研究開発チーム全体に責任を負っていただきます。JSTに対する所要の研究開発計画書、各種承認申請書、実施報告書等の提出の対応をしていただきます。
- b. 研究責任者には、研究開発チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。他の研究開発担当者には、自身の研究開発グループの研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。
- c. 研究開発担当者には、自身のグループの研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- d. 研究開発担当者には、中間評価や事後評価等の課題評価に対応をしていただきます。また、研究開発課題終了後にJSTが実施する追跡調査に対応をしていただきます。研究開発課題終了後に連絡先等の変更が発生した場合はご連絡ください。

JSTでは、研究開発実施期間中、PO 等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）を実施するとともに目的が達成されるよう、研究責任者等に対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。

万一、研究開発機関の都合により、研究開発の継続に困難が生じた場合は、JSTに速やかにその旨を連絡してください。

6.6.4 研究開発成果の取り扱い

- a. 育成フェーズ及び本格フェーズにより得られた研究開発成果については、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。
- b. 研究開発実施に伴い得られた研究開発成果を論文等で発表する場合には、本事業の成果である旨の記述を行ってください。公表した資料についてはJSTに提出してください。

- c. 「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針」に基づいて、研究責任者は、成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開、及び公開可能な研究開発データの運用指針を「データマネジメントプラン」として研究開発計画書と併せてJSTに提出し、本プランに基づいてデータの保存・管理、公開/限定的公開/非公開の実施を適切に実施してください。詳しくは、「7.22 研究データマネジメントについて」を参照してください。
- d. JSTから研究開発成果の公開・普及の発信に協力を依頼させていただく場合があります。

6.7 研究開発機関の責務等

研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究開発機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究開発機関のうち大学等に相当する機関（以下、「大学等機関」という。）は、原則としてJSTが提示する内容で研究開発契約を締結しなければなりません。また、研究開発契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該大学等機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該大学等機関における研究開発実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

大学等 <https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

企業等 <https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaic.html>

- b. 大学等機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（2007年2月15日文部科学大臣決定／2021年2月1日改正）」に基づき、大学等機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、大学等機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（7.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日文科部科学大臣決定）」に基づき、研究開発機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究開発機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（7.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究開発機関は、研究参加者に対して、上記b.およびc.に記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JSTが定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 大学等機関は、研究開発費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、大学等機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JSTが定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している大学等機関は、委託研究開発費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、大学等機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究開発機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究開発機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究開発機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究開発機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、大学等機関は、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前にJSTの承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JSTに対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 大学等機関は、JSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 大学等機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等によりJSTが指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。
- また、JSTの中長期目標期間終了時における事業評価によりJSTの解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究開発契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究開発費縮減の措置を行うことがあります。また、

研究開発課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究開発費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないとJSTが判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究開発機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 大学等機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究開発機関が委託研究開発契約を締結するに当たっては、大学等機関の責任において委託研究開発契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究開発契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JSTは、新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究開発機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・ その他、所属する研究開発機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修（研究開発機関が同等と判断する場合は、JSTが提供する映像教材「倫理の告白」も認められる。）

なお、所属研究開発機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JSTを通じてeAPRIN（一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営するe-learning教材）を受講することが可能です。

これに伴いJSTは、当該研究者等がJSTの督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 大学等機関は、研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JSTとの委託研究開発契約に反しない範囲で参画機関と

の間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。また、共同研究契約の実績や企業等における研究開発の実施内容は、JST指定の様式にてJSTに報告いただきます。

- I. 大学等機関は、委託研究開発費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発実施期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

6.8 その他留意事項

6.8.1 出産・子育て・介護支援制度

JSTでは男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本事業はJST事業の研究開発費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題課題等に「男女共同参画促進費」（基準額 30 万円に支援月数を乗じた額）を支給します。

詳しくは、下記ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

6.8.2 JREC-IN Portalのご利用について

研究者人材データベース（JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>）は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN PortalのWeb応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非JREC-IN Portalをご活用ください。

また、JREC-IN Portalはresearchmapと連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmapに登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

6.8.3 高エネルギー加速器研究機構との連携について

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。

また、本事業による研究課題は、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。詳細は、ウェブサイトをご確認ください。

<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。詳細は、ウェブサイトをご確認ください。

<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>

第7章 応募に際しての注意事項

7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Radでの入力方法は「第8章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているeラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去にJSTの事業等においてeAPRIN(旧CITI)を修了している場合

JSTの事業等において、eAPRIN(旧CITI)を応募申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてeAPRIN(旧CITI)ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

研究提案公募ウェブページ <https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

以下のURLより受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね1～2時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Radの応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

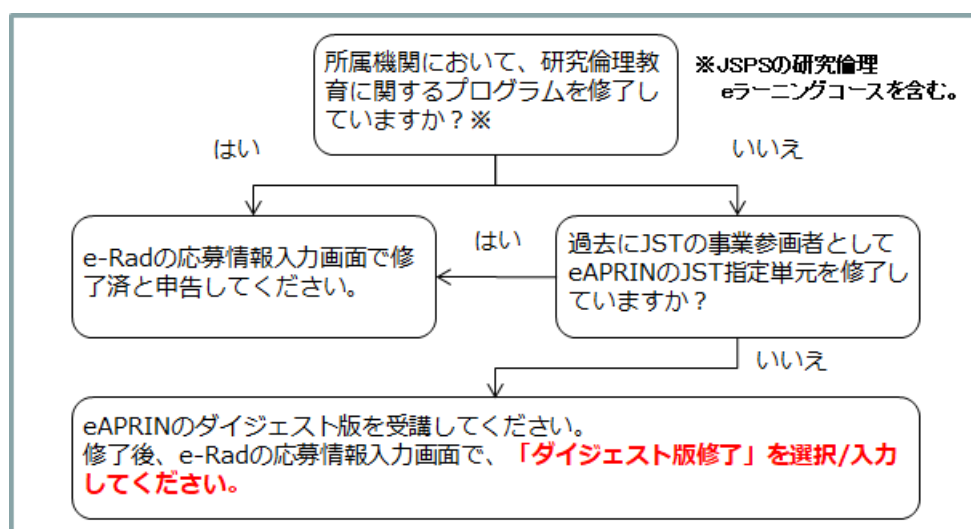
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 A-STEP募集担当窓口

E-mail : a-step@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
 - ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
 - ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
 - ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
 - ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
 - ・ その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
- (研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JSTを通じてeAPRIN（一

般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営するe-learning教材）を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者にJSTが指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます（ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にJSTが指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます）。

7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下、「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で

使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる研究分担者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類やe-Radに記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただく

ことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

7.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されて

おり、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（2021年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

7.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新

たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3,4	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2 1以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算し

ます。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

7.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、2024年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2023年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、下記のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

7.6 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

7.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了すること

が期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

7.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては下記の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024asteps309betsu.pdf>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究責任者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。

研究責任者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（2020年9月18日/2020年11月13日改訂）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業（A-STEPトライアウト／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応について」（2021年4月1日/2024年4月30日改訂）

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout_a-step.pdf

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業（A-STEP）トライアウト／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応について」（2021年4月1日/2024年4月30日改訂）

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi_a-step.pdf

7.9 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

7.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

※ (2)、(3) に関して、課題終了日が3月31日以外の場合、報告書の提出権限を原則として課題終了日の61日後とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

7.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通じて使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（2001年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

7.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（2015年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2023」（2023年6月9日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を2022年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[競争的研究費改革に関する検討会（2015年6月24日）]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」 [閣議決定（2021年3月26日）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略2023」 [閣議決定（2023年6月9日）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（2023年5月24日改正）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（2020年9月10日改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（2022年3月策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

7.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（2020年12月3日科学技術・

学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(2020年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額の中値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

7.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(2019年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

7.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（2022年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れのある研究開発については、性差を考慮して実施してください。

7.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（2020年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（2020.12.18 改正）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する研究成果展開事業（A-STEP 産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応について（2021年4月1日/2024年4月30日改訂

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/senjyukanwa_a-step.pdf

7.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍

し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

7.18 URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（2020年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

7.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を

実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

7.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

2016 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、2016 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」といいます。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、2017 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、

本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（2016 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

7.21 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（2010 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（2021 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

7.22 研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を 2017 年 4 月

に発表し、2022年4月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については12ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、研究計画書と併せてJSTに提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JSTが示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

（※1）DMPに記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

- 公的資金による研究データの管理・利活用（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（統合イノベーション戦略推進会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（2023年3月31日時点）

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JSTは、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データ

を分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「[7.23 NBDCからのデータ公開について](#)」もご参照してください。

7.23 NBDCからのデータ公開について

JSTのバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンス統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（2013年1月17日）でも、NBDC（現 NBDC事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータおよびデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース スカタログ	https://integbio.jp/ dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録 データ	生命科学データベー スアーカイブ	https://dbarchive.bi osciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDCヒトデータベー ス	https://humandbs. dbcls.jp/

7.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文のAcknowledgment（謝辞）に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「Grant Number体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の10桁の体系的番号は、JPMJTR○○○○（○○○○は課題個別に付与）です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

（体系的番号「JPMJTR1234」の例）

【英文】

This work is supported by Adaptable and Seamless Technology transfer Program through Target-driven R&D (A-STEP) from Japan Science and Technology Agency (JST) Japan Grant Number JPMJTR1234.

【和文】

本研究成果は、JST研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 JPMJTR1234 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

7.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、2021年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、2023年度4月時点で8件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報。事業家、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより参照していただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

7.26 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

7.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備

について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2021年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）に回答・提出することが必要です。（チェックリストの回答・提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2024年4月1日以降に、文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、委託研究契約締結までに、当該ウェブサイトの記載内容にしたがってチェックリストの回答・提出を行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、JSTから競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていた

だくようお願いします。

7.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014年8月26日文科科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、2024年度4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和6年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文科科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、文科科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

(※1) 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に

係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。)の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、2024 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2023 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JSTが行った措置等）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

7.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

7.30 e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報（事業名、研究課題名、所属機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」

であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトの他、JSTが運営するJSTプロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開します。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDBにおいて公開する場合があります。

7.31 e-Radからの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

7.32 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者情報データベースとして30万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的にresearchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。

7.33 JSTからの特許出願について

本事業では事業の性質上、研究期間中に生じた発明等を権利化しないことは想定されませんが、以下の内容を参考までに示します。

研究機関が発明等を権利化しない場合、JSTがそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様

式で研究者からJSTに通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JSTが出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JSTは受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等をJSTが出願可と判断する場合には、研究機関とJSTとの間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

※特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

7.34 応募情報及び個人情報の取扱い

○応募情報の管理について

応募書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

不採択の課題提案に関する情報は、その内容の一切を公表しません。

○個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ A-STEP の審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

8.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したものです。

8.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は e-Rad を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。)

(<https://www.e-rad.go.jp/>) を参照し、本別紙「8.5. e-Rad 操作方法 (研究インテグリティに係る情報の入力)」以降を参考にしてください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録 (<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までには研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者 (設ける場合)、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の

ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者用及び事務分担者用マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) を参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) を参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 事業担当まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 事業担当へ問い合わせてください。

②応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

(3) 研究インテグリティに係る情報の入力

e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)、登録をしていない場合は研究インテグリティに係る情報の入力を必ず行って下さい。既に登録済みの方は必要ありません。大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（2019 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保してい

ただくことが重要です。かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

8.3 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	科学技術振興機構 A-STEP 募集担当 窓口	a-step [at] jst.go.jp(E-mail)
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○A-STEP 公募ウェブページ：<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

8.4 e-Rad での応募について

(1) 応募者

e-Rad で用いられている「研究代表者」及び「研究分担者」の呼称は、A-STEP の産学共同では次のように対応します。次の表で e-Rad 上の研究代表者の欄にある「プロジェクトリーダー」が応募してください。

e-Rad 上の呼称	A-STEP における対象者
研究代表者 (e-Rad で応募をする方)	研究責任者（プロジェクトリーダー） ・ 大学等の研究者（シーズの創出者）です。
研究分担者（1） 研究分担者（2） 研究分担者（3） …	主たる研究分担者 ・ 研究責任者の所属機関の他に、研究に参画する共同研究開発機関における責任者（機関毎に1名）。 ※ステージⅡでは、1 機関以上の企業等の参画が必須です。

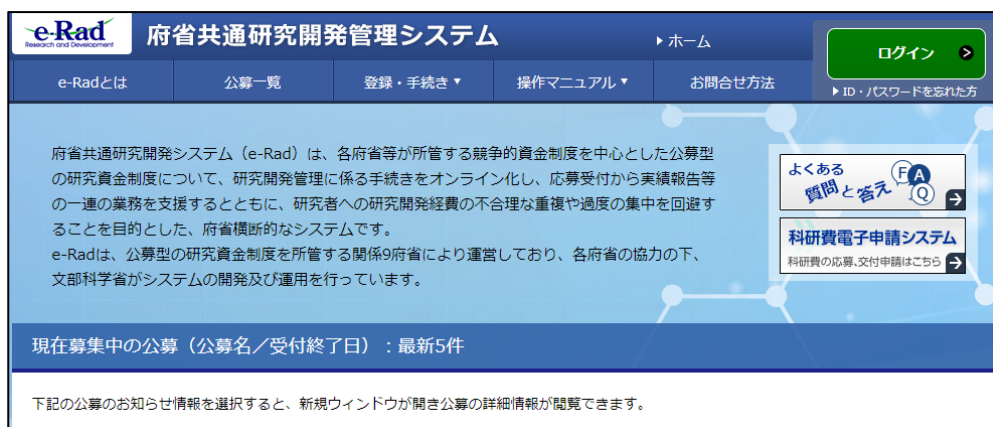
なお、応募時には、e-Rad 上の「研究分担者」の「研究者番号」「氏名」「研究分担者キー（当該研究者が設定している場合のみ）」を、「研究組織情報の登録」において入力いただく必要があります。プロジェクトリーダーはあらかじめ研究責任者や主たる研究分担者から、各情報を入手しておいてください。

※研究分担者の e-Rad 登録（「研究者番号」等の取得）手続きに時間を要し、どうしてもメ切までに間に合わず、研究組織情報の入力ができない場合には、その方の情報については入力せず、その分の研究費は研究代表者に加算して先に進んでください。ただし、研究分担者が研究者番号を既に有しているにもかかわらず研究組織情報への入力を行わなかった場合には、採択となっても委託研究開発費の配分ができないことがあります。（なお、研究代表者の研究者番号は、応募時に必ず必要です）。

8.5 e-Rad 操作方法（研究インテグリティに係る情報の入力）

応募に際しては研究インテグリティに係る情報の登録が必要です。e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)に本情報の入力を行っていない場合は必ず情報の登録を行って下さい。既に登録済みの方は登録の必要はありません。応募情報の入力を行う研究代表者及び委託研究費の配分を受ける主たる研究分担者全員について、本情報の登録が必要です。

(1) 『e-Rad ポータルサイト』画面 <https://www.e-rad.go.jp/>)



→ 「ログイン」をクリック

(2) 『ログイン』画面



→ ログイン ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

(3) 『研究者向けトップ』画面

【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。



(4) 『研究者情報の修正』画面

続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【基本情報】タブをクリックしてください。英字氏名が登録されているか確認してください。

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録／修正を行います。

基本情報 研究分野 所属研究機関

基本情報

このタブでは、研究者の基本的な情報の登録／修正を行います。

研究者番号	80958728
研究分担者キー機能 ? 必須	<input type="radio"/> 使用する <input checked="" type="radio"/> 使用しない
姓を持たない研究者	<input type="checkbox"/> 姓を持たない研究者の場合に選択してください。
研究者氏名 ?	科技 研一
フリガナ ?	カギ ケンイチ
通称名 ?	
通称名フリガナ ?	
氏名の表示方法 ? 必須	<input checked="" type="radio"/> 氏名のみ <input type="radio"/> 通称名のみ <input type="radio"/> 氏名と通称名の併記
英字 ?	KAGI Kenichi

※ e-Rad の改修以降(2022年3月15日以降)、研究者情報への英字氏名の登録が必須項目になっています。英字氏名が登録されていないと研究インテグリティ情報の登録(研究者情報の修正)ができません。

※英字氏名が登録されていない場合は所属機関の e-Rad 事務担当者に、英字氏名の登録を依頼してください(研究者のアカウントでは英字氏名の登録はできません)。

(4) 『研究者情報の修正』画面

続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【所属研究機関】タブをクリックしてください。

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録/修正を行います。

基本情報 研究分野 **所属研究機関**

所属する研究機関

所属情報の管理は、所属する研究機関の事務代表者/事務分担者が行います。情報が誤っていることが発覚した場合には、対象の研究機関の事務代表者/事務分担者へ修正を依頼してください。

機関着任日 (機関着任処理日)	研究機関コード 研究機関名	勤務形態	雇用財源	任期の有無	主たる研究機関	変更容認	科研費 応募資格	部局着任日 (部局着任処理日)	部局 コード 部局名	職名 (職階)	主たる 部局	連携 対象
--------------------	------------------	------	------	-------	---------	------	-------------	--------------------	------------------	------------	-----------	----------

(5) 『所属研究機関』画面

「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の部分で【行の追加】をクリックしてください。

「(1) e-Rad 外の研究費」「(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等」の記入欄に入力してください。

上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。(※この部分は必須となります。チェックマークが入っていない場合、応募ができません。)

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契 約締結有無	削除
-------	--------------------------------	-------	-----	--------------	----------------	----

行の追加

選択行の削除

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
--------------------------------------	----------	----

行の追加

選択行の削除

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

↓ 【行の追加】後

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 研究課題名 (研究期間)	予算額	エフォート (%)	機密保持契 約締結有無	削除
<input type="text" value="選択してください"/>	<input type="text" value="相手機関を入力"/> <input type="text" value="選択してください"/> <input type="text" value="制度名を入力"/> <input type="text" value="研究課題名を入力"/> (<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月)	<input type="text" value="例)123,456,789"/> <input type="text" value="円"/> <input type="text" value="例)JPY"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text" value="無"/>	<input checked="" type="radio"/> 削除しない <input type="radio"/> 削除(入力ミス) <input type="radio"/> 削除(契約終了等)

行の追加

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
<input type="text"/>	<input type="text" value="選択してください"/>	<input checked="" type="radio"/> 削除しない <input type="radio"/> 削除(入力ミス) <input type="radio"/> 削除(契約終了等)

行の追加

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

必須項目

【入力例】

- ・「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、「相手機関の国名」と「エフォート」以外の入力が必要ありません。予算額の提出が難しい場合は「0」と記入してください。
- ・エフォートは合計が 100%を超えないようにして下さい。
- ・「e-Rad 外の研究費」については、公募要領の「7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」の項目の記載にもある以下の定義をご参考ください。

「複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して分配されるもの（※）。）」

※ 所属する機関内において分配されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。」

- ・「(3) 誓約状況」のチェックボックスに必ずチェックを入れて下さい。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 研究課題名 (研究期間)	予算額	エフォート (%)	機密保持契約締結有無	削除
補助金	研究機関A シンガポール 制度a ** についての研究 (2023年10月～2028年03月)	25,000,000 円 例JPY	10	無	<input checked="" type="radio"/> 削除しない <input type="radio"/> 削除(入力ミス) <input type="radio"/> 削除(契約終了等)
共同研究費	相手機関を入力 インド 制度名を入力 研究課題名を入力 (年 月～ 年 月)	0 円 例JPY	5	有	<input checked="" type="radio"/> 削除しない <input type="radio"/> 削除(入力ミス) <input type="radio"/> 削除(契約終了等)

行の追加

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
〇〇大学 名誉教授	日本	<input checked="" type="radio"/> 削除しない <input type="radio"/> 削除(入力ミス) <input type="radio"/> 削除(契約終了等)

行の追加

(3) 誓約状況
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

すべて入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。

「この内容で登録しますがよろしいですか?」と表示されるので【OK】をクリックしてください。

(3) 誓約状況
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

↑

トップページへ

この内容で登録 >

質問

この内容で登録しますがよろしいですか?
OKを押下すると、登録を完了します。メール送信を選択した場合、対象者にメールが送信されます。登録前に入力内容を確認するには、キャンセルを押下して登録画面に戻ってください。

キャンセル OK

入力が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

eRad Research Grant Development

新規応募 ▾ 提出済の課題 ▾ エフォートの管理 ▾ その他 ▾

Sitemap 科技 研一 Logout

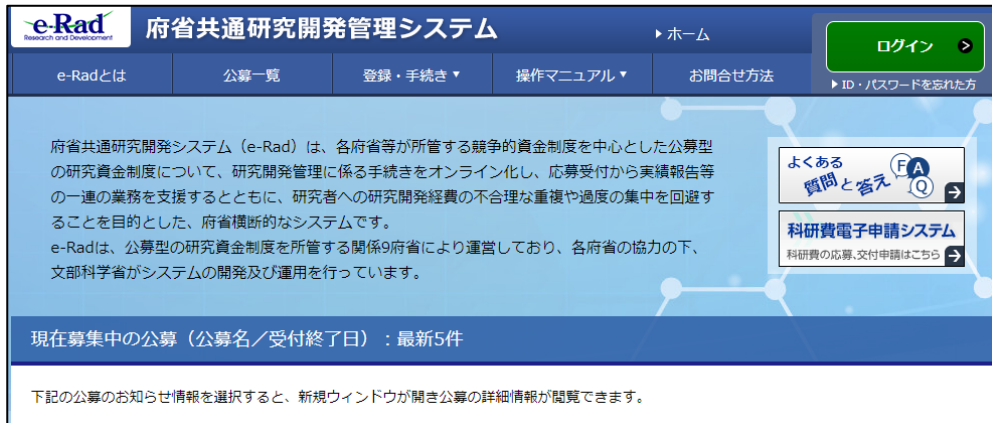
研究者 お問合せ 操作マニュアル 経過時間 (00:04)

研究者情報修正完了

研究者情報を修正しました。

8.6 e-Rad 操作方法（応募方法）

(1) 『e-Rad ポータルサイト』画面 <https://www.e-rad.go.jp/>



→ 「ログイン」をクリック

(2) 『ログイン』画面



→ ログイン ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

(3) 『研究者向けトップ』画面



→ メニューの「新規応募」から、「公開中の公募（新規応募）」をクリック

(4) 『公開中の公募一覧』画面

公開中の公募一覧

現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列	公募名	A-STEP	①	[部分一致]
表示件数	100件			

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア ②

公開中の公募一覧

・公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。
・応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

📄 検索結果のダウンロード

1~2件 (全2件)

公募年度	配分機関	公募名	応募 単位	機関の 承認の要否	締切日時	機関内 締切日時	応募
2020	国立研究開発法人科学技術振興機構	A-STEP 産学共同 (本格型) 令和2年度公募	研究者 単位	不要	2020/05/28 12時00分		<input type="button" value="④ 応募する >"/>

→ ① 検索文字列に「A-STEP」等と入力し、

② 「検索」をクリック

→ 検索結果として同ページの下に表示された公募一覧から、

③ 公募名を確認 (A-STEP の他の支援メニューとお間違えのないようご注意ください)

「A-STEP 産学共同ステージⅠ 2024 年度公募」

「A-STEP 産学共同ステージⅡ 2024 年度公募」

④ 該当公募の「応募する」をクリック

(5) 『応募にあたっての注意事項』画面



→ 内容を確認し、「承諾して応募する」をクリック

(6) 『応募（新規登録）』画面

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface for '応募（新規登録）'. The page title is '応募（新規登録）'. Below the title, there is a section for '応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。' (Please enter various information required for applying). The form includes a header for '公募年度／公募名' (Public Year / Public Name) with the value '2020年度 / A-STEP 産学共同（本格型） 令和2年度公募'. Below this, there are two rows of input fields. The first row is for '課題ID／研究開発課題名' (Topic ID / Research Development Topic Name), with a red box around the input field and a '100文字以内' (Within 100 characters) limit. The second row is for '一時保存中の課題を配分機関に公開する' (Publicize the topic being temporarily saved in the allocation agency), with a red box around the '公開する' (Public) radio button. Below the form, there are four tabs: '基本情報' (Basic Information), '研究経費・研究組織' (Research Expenses / Research Organization), '個別項目' (Individual Items), and '応募・受入状況' (Application / Acceptance Status).

① 研究開発課題名：課題提案書の「研究開発課題名」を転記。

② 一時保存中の課題を配分機関に公開する：

「公開する」とした場合、一時保存の内容を配分機関から参照することが可能になります。『応募（新規登録）』画面内 - 『基本情報』タブ

基本情報

研究期間(西暦)

必須

最短研究期間：1年 最長研究期間：3年

(開始) 年度から(終了) 年度まで

研究分野(主)

研究の内容

必須

キーワード

必須

Q 研究の内容を検索

クリア

キーワード

削除

+ 行の追加

- 選択行の削除

研究分野(副)を設定する

▼ 任意項目を表示

研究目的

1000文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)

あと1000文字

名称

形式

サイズ

ファイル名

研究目的ファイル

[PDF (PD
F)]

10MB

使用しない

参照

クリア

削除

研究概要

300文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)

あと300文字

名称

形式

サイズ

ファイル名

研究概要ファイル

[PDF (PD
F)]

10MB

使用しない

参照

クリア

削除

アップロード

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。

(該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示されています。)

安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。

又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。

提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10

第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時までに、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する

旨の誓約書の提出が必要です。(体制整備状況及び誓約書提出については、^④所属研究機関の事務担当部署に確認してください。)

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無

?

 あり なし

基本情報-申請書類							
名称	形式	サイズ	ファイル名	削除			
応募情報ファイル	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア	削除	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> + 行の追加 - 選択行の削除 </div>							
名称	形式	サイズ	ファイル名	削除			
参考資料	申請についての合意書	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア	削除
	技術シーズ1の詳細が分かる資料	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア	削除
	技術シーズ2の詳細が分かる資料	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア	削除
	技術シーズ3の詳細が分かる資料	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア	削除
	技術シーズの事後評価結果	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照	クリア	削除
<input type="button" value="↑ アップロード"/>							

① 研究期間（西暦）：（開始）「2024」年度

（終了）例（研究期間3年度の場合）「2026」年度

例（研究期間5年度の場合）「2028」年度

② 研究分野（主）、（副）

研究の内容：「研究の内容を検索」ボタンをクリックして別画面で内容を検索／選択

キーワード：自由記述（最低1つの入力が必要）

研究分野（副）を入力する場合は「▼任意項目を表示」をクリックして入力欄を表示させ、「研究分野（主）」と同様の方法で入力。

③ 研究目的、研究概要

研究目的（1000文字以内）には課題提案書「2 背景・目的」、研究概要（300字以内）には「1 課題概要」の内容をそのまま転記。

※ 研究目的、研究概要の記載欄にPDFファイルを10MBまで添付できる仕様になっておりますが、本欄には研究目的ファイル、研究概要ファイルの添付はしないでください。

④ 安全保障貿易管理

応募課題において、外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているかどうかに応じて、「あり」または「なし」を選択。（公募要領「[7.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）](#)」参照）

⑤ 応募情報ファイル、参考資料

- ・ 応募情報ファイル欄の「参照」をクリックし、作成した課題提案書ファイル（PDF 形式）を選択。

※ WORD で作成した課題提案書の PDF への変換は、必ず e-Rad の機能「PDF 変換」を使用して行ってください。

- ・ 参考資料欄についても「参照」をクリックし、それぞれ作成したファイル（PDF 形式）を選択。

※ ステージⅡにおいては、指定様式による届出書を添付してください。複数ある場合は一つの PDF に纏めてアップロードしてください。

※ 課題提案書「4 技術シーズ」に記載した内容の詳細（特許の場合は特許明細）のアップロードが必須です。アップロードがない場合は課題提案者判断とみなしそのまま評価しますが、適切な評価ができず評価が低くなる可能性をご承知おきください。

※ 他競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果があれば、添付してください。複数ある場合は一つの PDF に纏めてアップロードしてください。提案書様式内に公表されている事後評価結果の URL 情報を記載いただくことでも結構です。

⑥ 「アップロード」ボタンをクリックしてください。ファイルのアップロードが行われます。

→ 「研究経費・研究組織」タブをクリック

(7) 『応募（新規登録）』画面内 - 『研究経費・研究組織』タブ

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳

		2020年度	2021年度	合計
直接経費	直接経費 (計) ① 必須	<input type="text" value="0"/> ,000 円	<input type="text" value="0"/> ,000 円	0 円
	小計	0 円	0 円	0 円
間接経費	間接経費 必須	<input type="text" value="0"/> ,000 円	<input type="text" value="0"/> ,000 円	0 円
合計		0 円	0 円	0 円

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費、間接経費の合計	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

+ 行の追加
 - 選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 ? 必須	エフオー ート (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/> ,000 円 <input type="text" value="0"/> ,000 円	<input type="text" value="0"/>			

+ 行の追加
 - 選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する
 ▼ 任意項目を表示

①【研究経費】内の「2.年度別経費内訳」

- ・直接経費（計）、間接経費：

各年度の JST 支出（複数機関の場合はその合計額）を千円単位で入力。

②【研究組織】内の「2.研究組織情報の登録」

1 人目に代表者（e-Rad 入力を行っている大学等に所属するプロジェクトリーダー自身）の氏名等が表示されているため、必須項目を入力。

- ・専門分野、学位、役割分担：

課題提案書の「研究開発の体制」の内容を転記。

- ・直接経費、間接経費：

各研究者が所属する機関における初年度の JST 支出を千円単位で入力。

- ・エフォート：

課題提案書の「研究開発の体制」の内容を転記。

- ・閲覧・編集権限：

研究組織内での必要に応じ、「無し／閲覧／編集」から選択ください。

③ 行の追加

産学共同ステージⅡでは、研究組織情報の 2 人目以降に企業等の「主たる研究分担者」の入力が必須です。

また、他に「主たる研究分担者」がいる場合は、以下の手順で研究組織情報に追加してください。

- ・「行の追加」をクリック。

- ・新規行に表示される「検索」ボタンをクリックし、別画面で研究者を検索して反映し、その他必須項目を入力。

※ 研究者の検索には、「研究者番号」「氏名」「研究分担者キー」が必要です。

→ 「個別項目」タブをクリック

(8) 『応募（新規登録）』画面内 － 『個別項目』タブ

産学共同ステージⅠと産学共同ステージⅡで入力項目が異なります。下表に従って入力してください。

項目	内容
応募にあたっての留意事項に関する確認	
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら、「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。
本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないことについて	応募にあたり、研究不正行為（捏造、改ざん、盗用、研究開発費の不正使用等）を行わない事を誓約する場合は、「研究不正行為を行わない事を誓約します。」をチェックします。
本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことについて	応募にあたり、本研究提案書に記載している過去の研究成果について、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約する場合は、「行われていないことを誓約します。」をチェックします。
プロジェクトリーダーの、研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について	プロジェクトリーダーが研究倫理に関するどの教育プログラムを修了しているか回答してください（eAPRIN = APRIN e-ラーニングプログラム） ※ 旧 CITI Japan e-ラーニングプログラムは除く。 ※ いずれも修了していない場合は応募できませんので、eAPRIN ダイジェスト版を受講してください。（公募要領「 <u>7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について</u> 」参照）
分野、分類	

評価分野	公募要領「 <u>5.1 対象分野について</u> 」を確認の上、1つ選択してください。
総合知を活用する提案	提案内容が「総合知」、および、その特性を活かした提案である場合は、チェックをしてください。総合知の考え方については、内閣府総合知ポータルサイト (https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html) をご参照ください。
研究責任者（大学等所属）情報	
氏名	<p>課題提案書「基本情報」の「研究責任者」欄等の情報を記載。</p> <p>※ 連絡先情報は、通知の送付等に使用しますので正確に転記ください。</p> <p>住所は、都道府県と市郡区以降を項目毎に分けて記載してください。</p>
性別	
生年（西暦）	
所属機関区分	
所属機関	
部署	
役職	
実施場所（都道府県）	
E-mail アドレス	
参画企業情報 ※ステージⅡのみ	
中小企業数	参画企業のうち、中小企業・大企業の数それぞれ入力。
中小企業以外（大企業）の数	※ 中小企業は、中小企業基本法等に定められている中小企業者です。詳しくは、公募要領「 <u>Q&A【産学共同（本格フェーズ）】のQ34</u> 」を参照ください。
自己資金合計額	参画企業全ての自己資金総額を入力。
シーズ元制度（研究責任者が過去に受けた支援制度の内、本申請におけるシーズである研究成果の創出に貢献した制度）の情報について（無い場合は入力不要。複数ある場合は技術シーズの起点となった支援及びその他本提案に関連の高い代表的な支援を最大3点まで選択。）	
シーズ元制度①	
上記で選択したシーズ元制度について、その配分機関名・制度名・課題名・実施期間をそれぞれ入力	
シーズ元制度②	

上記で選択したシーズ元制度について、その配分機関名・制度名・課題名・実施期間を入力	研究責任者が過去に受けた支援制度の内、本提案におけるシーズである成果の創出に貢献した制度について各項目を入力。 記載例： JST さきがけ 「・・・の解明」(20XX-20YY)
シーズ元制度③	
上記で選択したシーズ元制度について、その配分機関名・制度名・課題名・実施期間を入力	※提案書内、「技術シーズに関連する競争的研究費資金制度等の実績」の記載情報と一致するように入力ください

→ 「入力内容の確認」ボタンをクリック

※ 「応募・受入情報」タブは入力の必要はありません。

※ 必要に応じて「一時保存」や「応募内容提案書のプレビュー」を行ってください。

(9) 『応募（修正）』画面 － エラー表示

× 入力内容に誤りがあります。×マークの項目を確認いただき、再度入力をお願いいたします。(エラー件数：4件)

応募（修正）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度／公募名 | 2020年度 / A-STEP 産学共同（本格型） 令和2年度公募

× 課題ID／研究開発課題名 必須

エラー
研究開発課題名が入力されていません。研究開発課題名を入力してください。

100文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する ? 必須

公開する 公開しない

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

入力内容の不備等により修正が必要な場合には、画面先頭にエラー表示がされるとともに、対象項目が赤字で表示されます（タブ内にエラーがある場合には該当タブにも×マークがつきます）。各メッセージに従って修正を行い、再度「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。エラーがなければ次の画面が表示されます。

(10) 『応募（入力内容の確認）』画面

応募（入力内容の確認）

入力内容を確認して、よろしければ、「この内容で提出」ボタンを押してください。
修正がある場合は、「戻る」ボタンを押してください。

基本情報 研究経費 研究組織 個別情報 応募・受入状況

公募年度／公募名 | 2020年度/A-STEP 産学共同（本格型） 令和2年度公募

課題ID／研究開発課題名 | 20921384/

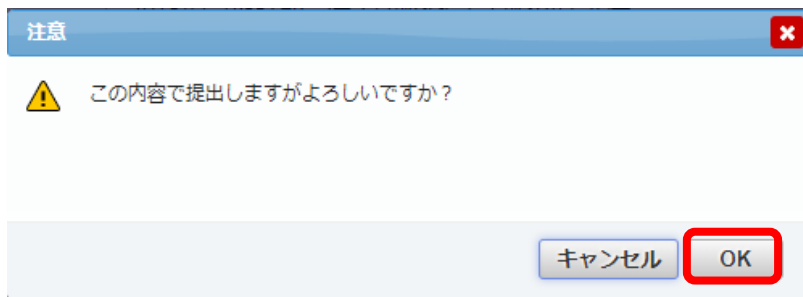
基本情報

新規・継続区分 | 新規

← 戻る 応募内容提案書のプレビュー **この内容で提出** >

→ 表示された内容に問題なければ「この内容で提出」ボタンをクリック

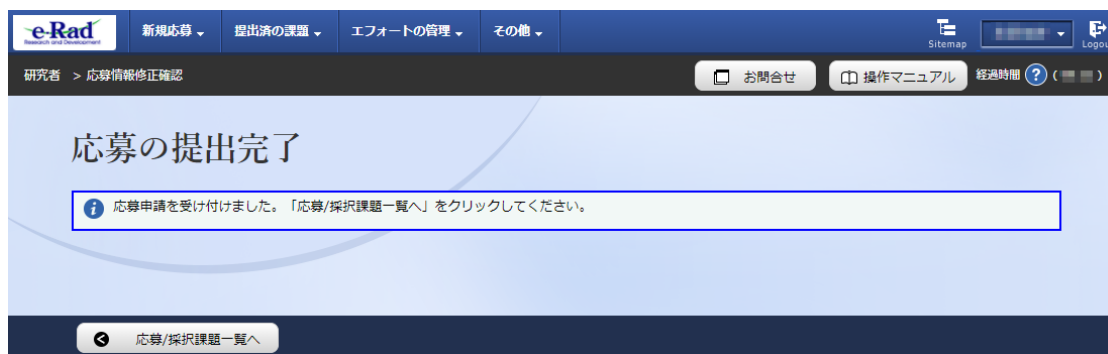
(11) 提出確認ダイアログ



→ このまま提出する場合は「OK」ボタンをクリック

※ 研究インテグリティに係る情報の届け出がない場合、応募ができませんので、ご注意ください。

(12) 『応募の提出完了』画面



※ この時点では JST へ提出されたこととなります。

提出後においても、締切前であれば課題提案者自身が課題の「引戻し」を行うことで内容の修正等が可能です。操作方法は e-Rad 研究者用操作マニュアルを参照してください。

8.7 応募状況の確認

(1) 『研究者向けトップ』画面



→ メニューの「提出済みの課題」から「課題一覧」をクリック

(2) 『応募/採択課題一覧』画面

応募/採択課題一覧

応募/採択課題を一覧表示できます。
各種申請手続きを行うことができます。

検索条件

制度コード	<input type="text"/>	[完全一致]
制度名	<input type="text"/>	[部分一致] <input type="button" value="Q 制度名の検索"/>
事業コード	<input type="text"/>	[完全一致]
事業名	<input type="text"/>	[部分一致] <input type="button" value="Q 事業名の検索"/>
公募コード	<input type="text"/>	[完全一致]
公募名	<input type="text"/>	[部分一致] <input type="button" value="Q 公募名の検索"/>
課題ID	<input type="text"/>	[完全一致]
研究開発課題名	<input type="text"/>	[部分一致]
検索対象	<input checked="" type="radio"/> すべて <input type="radio"/> 応募課題のみ <input type="radio"/> 採択課題のみ	
表示件数	100件 ▼	

検索結果

1~1件 (全1件) 出力フォーマット

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名 研究開発課題名	応募番号 採択番号	研究機関名 研究代表者	課題 の状態	申請の 種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
2020	209213 84	A-STEP 産学共同 (本格型) 令和2 年度公募	20921384	独立行政法人科学技術振 興機構	応募 中	配分機 関処理 中 申請中	<input type="button" value="申請可能な
手続きへ"/>

→ 検索条件に応募課題の情報を入力し「検索」をクリック

検索結果に表示された該当課題の「申請の種類（ステータス）」が、「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない課題提案書は無効となります。

なお、締切後に JST で課題の受理が行われると「申請の種類（ステータス）」に「受理済」と表示されます。ただし、JST での受理操作は締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

**研究成果最適展開支援プログラム
A-STEP 産学共同**

Q&A

【共通事項】

(応募前)

Q1 本事業は補助金・助成金制度か。

A1 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で締結する委託研究開発契約に基づき、研究開発を実施していただく事業です。

Q2 他の研究費助成制度に、今回の応募内容と同様の課題提案をすることはできるか。

A2 応募は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ応募している場合は、課題提案書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、応募内容のうち、上記の重複応募の制限に必要な範囲において他の競争的研究費の担当者（独立行政法人を含む）に情報提供を行うことがありますので、予めご了承ください。

Q3 産学共同に複数の課題提案を応募することは可能か。

A3 産学共同における重複応募には制限を設けています。詳しくは公募要領の「5.3 産学共同における重複応募の制限について」をご参照ください。

Q4 応募書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A4 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメール、又は電話によりお願いします。

(応募中)

Q5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのか。

A5 (事務代表者)

応募する企業又は大学等で1名、e-Radに係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Radへの企業・大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。（事務分担者は置かないことも可能です。）（事務代表者の例：総務部長、総務課長 等）

(研究代表者)

1件の応募につき1名、応募する際に代表者となる方で、e-Radによる応募等を行います。

(応募に先立ち、事務代表者によりe-Radに登録されている必要があります。) 産学共同において研究代表者は研究責任者になります。なお、研究代表者氏名あるいは所属機関名は、採択された場合は公開が予定されていることをご留意ください。

Q6 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」において、海外機関を含むとありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか？

A6 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q7 応募書類を直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAX による提出は可能か。

A7 応募書類は、必ずe-Radでアップロードして提出してください。郵送、持参、FAX 又は電子メールによる提出は一切受け付けません。なお、e-Radでのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせください。

Q8 応募書類の受領書はもらえるのか。

A8 応募書類の受領書はありません。e-Radでは、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば受理されたこととなります。

(応募後)

Q9 応募書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。

A9 e-Radによる応募、応募書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。このマニュアルは、次のウェブサイトの「(研究者向け) 操作マニュアル」ページよりダウンロードできます。

<https://www.e-rad.go.jp/>

Q10 審査の経緯を教えてもらえるのか。

A10 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q11 不採択となった場合、その理由についてはJSTに問い合わせできるか。

A11 審査の結果については、採否にかかわらず課題提案者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査期間中は審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。

(研究開発費等)

Q12 委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A12 以下の通りです。

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者。
- ・一定の要件を満たした場合に限り、研究責任者の人件費も支出可能です。
- ・なお、以下の場合は、直接経費より支出することが出来ません。

1.主たる研究分担者に対する給与等

2.国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者に対する給与等

※兼業者の取扱いについて

- ・従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)
- ・なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

Q13 「不課税取引等にかかる納付消費税」とは何か。

A13 委託研究開発契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究開発費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。

委託研究開発費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や海外旅費などの不課税取引等に支出する場合、JST から受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より税務処理にて国へ納付することとなります。

このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することが出来ます。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上すること

はできません。

不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。

(例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として定率を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に消費税率を乗じるなど)

※不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については機関の取扱いに従って下さい。

- a. 人件費（うち通勤手当を除く）
- b. 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
- c. その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際に国外に参加費を支払う場合や国外で発生する役務費など。）
- d. 内部取引での調達

Q14 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがあるか。

A14 以下のとおりです。

- ・当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適切と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）
- ・「敷金・保証金」等であらかじめ戻入となることが予定されているもの
- ・「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」、「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発参加者の権利となるもの

※なお、特許関連経費（出願、審査にかかる経費）については、2018年度採択課題から、大学等に限り一定の条件を満たすことで直接経費からの支出が可能です。詳しくは「6.3.1 研究開発費（直接経費）」をご覧ください。

- ・その他、委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

Q15 間接経費は、どのような使途に支出するのか。

A15 間接経費は、採択された研究開発課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究開発機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発機関が充当するための

資金です。

間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(2001年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡申合せ/2023年5月31日改正)では、以下のよう
に例示されています。

<ここから>

(1)管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費(会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。)

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2)研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備等の整備(※)、維持及び運営に係る経費(会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。)

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3)その他の関連する事業部門に係る経費

(キ一) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行するは可能である。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

<ここまで>

Q16 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究開発機関に支払われるのか。

A16 原則として、課題提案書に記載された間接経費率に基づき、委託研究開発契約を締結する全ての研究開発機関を対象に、間接経費として、直接経費の30%を上限として、間接経費を決定します。なお、大学等の公的研究機関、特に国立大学法人は研究開発費（直接経費）の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。また、課題提案書作成時点で設定した間接経費の割合を研究開発機関の都合で採択後に変更すること、あるいは、年度毎に増減させることはできませんので、課題提案書作成に際しては、所属する機関の間接経費の考え方やルールを必ずご確認くださいませます様お願いします。

(実施管理)

Q17 実施管理は、どのように行われるのか。

A17 JSTは、研究開発の期間中、PO等による進捗状況管理等を行います。研究責任者及び共同研究チームは、これに対し必要な書類の提出、調査（現地調査を含む。）にご協力いただきます。またJSTと委託研究開発契約を締結した研究開発機関は、支出を受けた研究開発費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

(研究開発計画の変更)

Q18 研究開発期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいか。

A18 研究開発期間中に研究開発計画の変更が必要となった場合は、速やかにJSTにご相談ください。

(研究成果等の報告及び発表)

Q19 研究開発成果等についてどのような報告書を作成しなければならないのか。

A19 研究開発終了時には研究責任者は完了報告書を提出していただきます。研究開発機関には委託研究開発契約に基づき各種報告書を提出していただきます。

Q20 成果の発表とは、具体的にどのようなことをしなければならないのか。

A20 研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJSTへ連絡を行うとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJSTに提出してください。

(研究開発の中止)

Q21 研究開発を途中で中止することはできるか。

A21 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究開発を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究開発費の返還を求める場合があります。なお、研究開発期間中、JST が研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

【ステージⅠ（育成フェーズ）】

（課題提案者の要件等）

Q22 複数の大学等が連名で応募できるか。

A22 研究チームに複数の大学等が参加することは可能ですが、連名での応募はできません。研究責任者 1 名を選んで応募してください。

Q23 応募に年齢制限があるか。若手研究者でないと応募できないのか。

A23 若手研究者については公募年度の 4 月 1 日時点において 40 歳未満の研究者を想定していますが、応募に年齢制限は設けておりません。

Q24 選考において若手研究者の採択枠もしくは優遇があるのか。

A24 採択枠は設けておりません。選考では、育成フェーズ終了後も実用化に向けた継続的な研究開発が期待できるかも含め、総合的に判断いたします。

（育成フェーズへの応募について）

Q25 技術シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと応募できないのか。

A25 応募には大学等の研究成果が必要ですが、特許（出願中のものを含む）に限りません。論文や、その技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書など、成果を示す資料を添付いただき、応募してください。

Q26 既に企業と共同研究を進めている技術シーズは応募できないのか。

A26 既に共同研究を進めている場合は本格フェーズへの応募をご検討ください。ただし、他の企業や、別の製品・サービスへの展開を目的とした提案等は応募可能です。

Q27 共同研究企業の探索ではなく、初めから起業を目指した課題提案を応募してよいか。

A27 起業を目指した課題提案は、大学発新産業創出基金事業への応募をご検討ください。

[\(https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/\)](https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/)

ただし、育成フェーズにおいて、共同研究企業を探索した結果として、起業を選択することを否定するものではありません。

(研究開発費等)

Q28 共同研究を進めている企業や、共同研究企業の候補に対してJST委託研究開発費を支出できるか。

A28 企業にJST委託研究開発費を支出することはできません。また、大学等から研究開発の一部を企業等に再委託することもできません。研究要素を含まない測定・評価等の外注は可能です。

(評価)

Q29 研究期間が終了した時に達成されていないこととは何か。

A29 技術シーズの技術移転に向けて、研究開発を推進するとともに技術シーズの知財化や企業二重の探索など、本格フェーズへの移行が可能となる産学共同体制を構築し、実用化に向けた研究開発を継続できる計画を作成することです。

ただし、共同研究企業を探索した結果、起業やライセンスアウトを目指す等、上記が未達成であっても終了後も実用化を進める場合には評価されます。

(研究期間終了後の開発研究)

Q30 研究開発で得られた成果の展開について、JSTはどのように考えているか。

A30 本格フェーズにおいて、引き続き実用化に向けた研究開発を進めていただくことを期待します。JSTの制度を活用していただき、製品化や事業化に向けた取組を進めていただくことができます。

Q31 育成フェーズの実施により共同研究企業を得た場合、本格フェーズへ移行できるのか。

A31 育成フェーズから本格フェーズの移行においては、ステージゲート評価を設けています。本格フェーズへの移行を希望し、ステージゲート評価を通過した課題は、切れ目なく本格フェーズへ移行することが可能です。詳しくは、公募要領の「3.5 ステージゲート評価」をご参照ください。

【ステージⅡ（本格フェーズ）】

（課題提案者の要件等）

Q32 複数の研究開発機関が連名で応募できるか。

A32 産学共同研究チームに複数の研究開発機関が参加することは可能ですが、連名での応募はできません。研究責任者 1 名を選んで応募してください。また、研究開発体制には要件があります。詳しくは公募要領の「4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」をご参照ください。

（本格フェーズへの応募について）

Q33 技術シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと応募できないのか。

A33 大学等の研究成果に基づく技術シーズとして、特許権等の知的財産権として確保されていることを期待しますが、無い場合も応募できます。しかしながら、特許を既に保有しているか否かに拘わらず、企業等への技術移転に向けて特許やノウハウ等の形成に関してどのような取組を実施するのか記載することが必要です。

Q34 中小企業とはどのように定義されているのか。

A34 以下の①、②の要件を全て満たす企業であることが必要です。

①日本国内に法人格を有する民間企業[※]であって、中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当すること。

※民間企業とは、株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかを指します。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時雇用する 従業員の数)
製造業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業 (以下 3 業種を除く)	5,000 万円以下	100 名以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下

	旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
	卸売業	1 億円以下	100 人以下
	上記以外の業種	3 億円以下	300 人以下

②課題提案が属する技術分野に関する研究基盤を有すること。

(届出書)

Q35 本格フェーズに応募するにあたり、企業等との共同研究等の契約書を提出する必要はありますか？

A35 応募時に企業等との共同研究契約書等の提出は必要ありません。本格フェーズに応募するにあたっては、研究責任者と参画する企業等が連名で「研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 ステージⅡ (本格フェーズ) 共同研究に関する届出書」を作成し、応募時に提出していただきます。採択後、届出書とは別に、課題を推進する上で、必要な共同研究契約等を参画機関間で締結してください。なお、共同研究契約等は必要に応じJSTから確認をさせていただくことがあります。

Q36 届出書の企業等側の署名者は、代表者（代表取締役等）にする必要がありますか。

A36 届出書への署名者は、その記載内容に関して決定する権限を有する者であれば、必ずしも機関の代表者（代表取締役等）である必要はありませんが、参画機関間で締結する共同研究契約等の企業等側の署名者と揃えてください。

Q37 複数の企業が参画する場合、届出書はどのように作成したらよいですか。

A37 複数の企業等が参画する場合は、企業等毎にそれぞれ届出書を作成してください。

(研究開発費)

Q38 本格フェーズにおいて、企業等に対してJST委託研究開発費を支出できるか。

A38 本格フェーズにおいて、JSTは原則として大学等に対して委託研究開発費を支出し、企業等へ支出いたしません。また、大学等から研究開発の一部を企業等に再委託することはできません。ただし、研究開発開始後、大学等において研究開発を実施することが出来ない状況が発生する等、企業等への委託研究開発費の支出が必要不可欠であるとJSTが判断する場合、それを認めることがあります。

(評価)

Q39 研究開発期間が終了した時に達成されていなければならないことは何か。

A39 産学の共同研究により実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転されることを目標としています。

終了後には、以下のような判断が出来ることを期待します。

- ・企業が、実用化が可能かどうかを見極められる
- ・企業が研究開発を引き取ることができる
- ・NEDO事業等の開発フェーズに移行できる

(研究期間終了後の開発研究)

Q40 研究開発で得られた成果の展開について、JSTはどのように考えているか。

A40 実用化に向けて、企業を中心とした研究開発を継続していただくことをお願いします。A-STEPの「実装支援」等の制度を活用していただき、製品化や事業化を進めていただくことができます。

(成果の実施状況報告)

Q41 研究開発終了後、調査はあるのか。

A41 研究開発終了後、追跡調査（フォローアップ）を行います。その他必要に応じて、実用化進捗状況の調査にご協力いただきます。

研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム A-STEP 2024 年度 産学共同 ステージ I（育成フェーズ） 課題提案書

【提案書記入にあたっての注意事項】

- 本文のフォントサイズは【10ポイント以上】を厳守してください。
- 句読点は、「、」「。」で統一してください。
- 提案書中の例示・注釈文（ピンク文字）の指示に従ってください。応募時には例示・注釈文は削除してください。
- 本注意事項は提出時に削除してください。
- 課題提案書の基本情報、「1 課題概要（公開用）」～「9 研究開発の体制」及び「15 利益相反マネジメントにかかる申告書」は必須事項となりますので必ず記載してください。また、必須ではない項目において記載内容がない場合でも当該項目を削除しないでください。
- PDF変換後のファイルサイズがなるべく 10MB以内になるように作成してください。
- 締切後の書類の修正は、一切認めません。

上記の注意事項が守れていない提案は、原則として応募書類の不受理、ないし、不採択とします。

基本情報

研究開発課題名 (英語表記)		
A-STEP分野	●●分野 ※公募要領「5.1 対象分野について」を参照の上、必ず1つ選択してください。	
研究開発期間	2024年12月1日～●●●●年●月●日(●年●ヶ月) ※西暦で記載してください。 ※最長、2027年3月までの2年4ヶ月以内(3年次の年度末まで実施可能)	
研究開発費	総額：●●千円(直接経費：●●千円、間接経費：●●千円)	
研究責任者 氏名(注1)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
役職名		
主たる研究分担者 氏名(注2)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
役職名		

- (注1) 大学等が複数参画することは可能ですが、課題提案者となるのは代表機関1機関です。
- (注2) 主たる研究分担者とは、研究責任者の所属機関以外に参画する研究開発機関における研究開発の責任者です。複数の研究開発機関が参画する場合は表を追加してください。
- (注3) 応募時に企業等は研究開発チームに参画することは出来ません。詳しくは「3.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」をご確認ください。
- (注4) 応募に当たっては、参画するすべての研究開発機関で本提案に関する事前の了解が得られていることが必要です。了解が得られていない場合、採択が取り消されることがあります。

1 課題概要（公開用）

- ※ 課題提案の内容全体が分かるように、300 字以内で記述してください。
- ※ 本項目は図、表の使用は不可です。
- ※ 課題提案が採択された場合、原則としてJSTプロジェクトデータベースにおいて公開されますのでご注意ください。
<https://projectdb.jst.go.jp/>
- ※ 本項目の内容をe-Radの「研究概要」欄にそのまま転記してください。

2 背景・目的

- ※ 本提案の背景および本提案の目的を記述してください。
- ※ 本項目は 1000 文字以内で記述してください。
- ※ 本項目の内容をe-Radの「研究目的」欄にそのまま転記してください。

3 イノベーションインパクト

※ 本項目は、2ページ以内で作成ください。

※ 本項目は、選考の観点「イノベーションインパクト」に主に対応しています。以下の(1)、(2)、(3)に記載してください

※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 研究成果の社会実装のアイデア

※ 「2 背景・目的」に示された社会課題解決等に向けた、研究成果の社会実装のアイデア・方向性を具体的に記載してください。

※ 研究成果の社会実装による最終的な想定目標を記載してください。

(2) 学術的、経済的波及効果

※ 技術シーズや、研究成果の社会実装によりもたらされる学術的波及効果について、関連研究分野の進展に対する貢献、新しい学問分野の開拓等の視点から記載してください。

※ 研究成果の社会実装によりもたらされる国内外の経済的・社会的影響やSDGs、カーボンニュートラル等の国際的な目標達成への貢献等について記載してください。

(3) 提案におけるデジタル田園都市国家構想への貢献のポイント（該当者のみ）

※ 本提案のどのような点がデジタル田園都市国家構想に寄与するのか具体的に記載ください。

4 技術シーズ

- ※ 本項目は、選考の観点「技術シーズの新規性・優位性」に主に対応しています。以下の(1)、(2)に記載してください。
- ※ 本項目は2ページ以内で記載してください。

(1) 技術シーズの内容・特徴・関連する研究成果

- ※ 本提案の技術シーズとなる知的財産権や、関連論文等に関し、内容、特徴（独創性、新規性、現時点での課題）を、必要に応じて図・表を用いて記載してください。

(2) 競合技術

- ※ 本提案シーズが関係する分野の研究開発動向について簡潔に記載するとともに、従来技術、競合技術の比較を行なってください。必要に応じて図・表を用いて記載してください。

5 研究開発の目標

- ※ 本項目は選考の観点「研究開発の目標」に主に対応しています。以下の(1)、(2)、(3)に記載してください。
- ※ 本項目は、3 ページ以内で作成ください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 課題終了時の到達点

- ※ 研究開発の到達点として、ステージ I の終了時における研究開発成果の内容を具体的（性能、機能、精度など定量的な数値も含め）に記載してください。

(2) 目標と実施構想

- ※ 「(1) 課題終了時の到達点」を達成するために必要な技術的目標を具体的に定めて下さい。
- ※ 目標の数値などが合理的であることを示す根拠も記載して下さい。
- ※ 目標を達成する上で障害となる問題点を抽出して下さい。
- ※ 問題点に対する解決策を記載して下さい。この解決策によって目標が達成されることがわかるよう、現状と目標を対比しながら明確に記載して下さい。また、可能な限り、解決策となりうる根拠（予備実験結果・データ等）を簡潔に示して下さい。
- ※ 目標数に応じて番号を増やして下さい。

①目標 1

内容

目標の根拠

問題点

解決策

②目標 2

内容

目標の根拠

問題点

解決策

(3) 課題終了後に想定する実施項目

- ※ ステージ I が終了した後、必要と思われる実施項目について、その目標・内容・実施時期（見込み）を簡潔に記載してください。
- ※ 支援期間中に産学共同研究を開始することが可能な提案については、課題終了時における共同研究の構想について記載してください。
- ※ 実施項目数に応じて番号を増やしてください。

①実施項目：

目標とその内容：●●●●●●・・・

実施時期（見込み）：20xx年頃

②実施項目：

目標とその内容：●●●●●●・・・

実施時期（見込み）：20xx年頃

6 研究開発の計画

- ※ 本項目は、選考の観点「研究開発の計画」に主に対応しています。以下の(1)から(3)に記載してください。
- ※ 本項目は、3ページ以内で記載してください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 研究開発計画の項目、実施内容

- ※ 研究開発項目名を簡潔に記載してください。また、「5 研究課題の目標」の「(2) 目標と実装構想」に記載した項目とも対応させて記載してください。
- ※ 各研究開発項目の担当機関、実施内容、達成目標は具体的に記載してください。
- ※ 各研究開発項目が対応する目標にどのように資するのかも含めて、実施内容を詳細に記載してください。
- ※ 項目数に応じて番号を増やしてください。

①研究開発項目名(20xx~20yy年度)(5.(2)●に対応)

担当機関：○○大学

実施内容：

達成目標：

②研究開発項目名(20xx~20zz年度)(5.(2)▲に対応)

担当機関：○○大学、△△研究所

実施内容：

達成目標：

(2) 産学共同研究の体制構築に向けた活動方針

- ※ 想定する産業界・企業との共同研究体制を構築するための、訪問企業候補や本提案シーズの知財化スケジュールなどを記載してください。

(3) 研究サポート体制

- ※ 研究責任者の所属機関またはTLO等における、産学共同研究の体制構築に向けたサポート体制について記載してください。

7 研究開発実施予定

(1) 研究開発実施予定表

No.	研究開発 項目 6(1)	対応する 目標 5(2)	実施内容 ※6(1)に記載の実 施内容を簡潔に	担当機 関	年度		
					2024	2025	2026
1	①	①	○○○○○○ ○○○○○○ ○○	A大学		CP1	
2	②	②	○○○○○○ ○○○○○○ ○○	A大学			CP2
3	③	①	○○○○○○ ○○○○○○ ○○	A大学 B大学			CP4
4	③	③					CP3
5			

※ チェックポイント（CP）とは「これが達成できないと次へ進めない」、「次へ進むべきではない」ポイントとしてご理解ください。

※ 目標は「5 研究開発の目標（2）」と、研究開発項目は「6 研究開発の計画（1）」に記載した項目と対応させて記載してください。

※ 時系列順にCP1、CP2、・・・としてください。

※ 研究開発項目、研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。

(2) チェックポイントの内容

CP	項目	達成時期	確認内容
CP1	(例)〇〇システム の正当性 確認	20xx年x月	(例) 〇〇の条件で動作させたときの正当率が**%以上 であることを●●計測により確認する。
CP2			

- ※ チェックポイントの確認内容は可能な限り定量的な内容（数値目標を含む）としてください。
- ※ 応募時の想定として記載してください。採択後、産業界とのマッチングの結果等による変更は可能です。
- ※ (1) 研究開発実施予定表のCP1、CP2、・・・と対応させて記載してください。

8 研究開発費執行計画

(1) 委託研究開発費（JST支出分）の合計（単位：千円）

- ※ 直接経費、間接経費の合計を研究開発機関毎に記載してください。合計が初年度は 5,000 千円以内、2 年度、3 年度は各々15,000 千円以内となるようにしてください。
- ※ 金額は千円単位で記載してください。間接経費等で千円未満の金額が発生する場合は切り捨ててください。
- ※ 研究開発実施期間が 2 年度の場合は不要なセルを削除してください。

(単位：千円)

機関 \ 年度	2024	2025	2026	合計
●●大学	0	0	0	0
...	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(2) 各機関の委託研究開発費（JST支出分）執行計画

- ※ 研究開発機関が複数ある場合、機関毎に表及び主な用途を追加してください。
- ※ 費目及び年度毎に金額を記載してください。金額は千円単位とし、千円未満の金額は切り捨ててください。
- ※ 物品費で設備備品の調達を予定している場合は主な用途欄に記載してください。設備備品は取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上の物品を指します。
- ※ その他は、主に外注費、研究成果発表費用、機器リース費用等が含まれます。
- ※ 間接経費率（直接経費に対する間接経費の割合（%））は原則30%とし、整数で記載してください。また、各年度一律としますので、用途などを考慮し、よく検討した上で間接経費率を設定してください。なお、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。
- ※ 主たる研究分担者の人件費は委託研究開発費からの支出はできません。支出可能な人件費の詳細は公募要領のQ&A【共通事項】のQ12をご覧ください。

<●●大学>

(単位：千円)

費目	年度	2024	2025	2026	合計
	I 物品費		0	0	0
II 旅費		0	0	0	0
III 人件費		0	0	0	0
IV その他		0	0	0	0
直接経費(I ~ IV)小計		0	0	0	0
間接経費 (間接経費率●●%)		0	0	0	0
直接経費・間接経費の合計		0	0	0	0

<主な用途> (記載例)

- 物品費 : ○○計測装置 (○○○○千円、20xx年度)、△△機器 (○○○○千円、20yy年度)、□□装置試作 (○○○○千円、20zz年度)
- 人件費 : ポスドク研究員○名 (○○○○千円、20xx年度)
ポスドク研究員○名 (○○○○千円、20yy年度)
- その他 : ●●測定 外注 (○○○○千円、20zz年度)

9 研究開発の体制

参加者リスト

担当 (注1)	氏名	所属機関 部署・役職	現在の専門/役割分担	研究経費 (千円) (注2)	エフォート (%) (注3)
研究責任者	▲▲ ▲▲ (19xx・ 男) ※研究責任 者のみ生年 (西暦)	▲▲大学 ▲▲学部 教授		xx,xxx	xx%
			課題全体の統括 研究開発項目◎における～の 主担当として～を行う		
主たる研究分担者	■ ■ ■ ■	■ ■ 大学 ■ ■ 学部 准教授		Y,YYY	yy%
			■ ■ 大学における責任者 研究開発項目◎における～の 主担当として～を行う		
参加者	△△ △△	▲▲大学 ▲▲学部 研究員		-	zz%
			研究開発項目◎における～の 主担当として～を行う		
参加者	□□ □□	■ ■ 大学 ■ ■ 学部 リサーチ・アシ スタント		-	nn%
			研究開発項目◎における～の 副担当として～を行う		
計	● ● 名		研究経費合計	● ●	

(注1) 研究責任者、主たる研究分担者、参加者の順に記載してください。参加者とは、研究責任者、主たる研究分担者以外の方になります。参加者がまだ決まっていない場合は氏名欄を「研究員」、「ポストドク」、「大学院生」等とし、役割分担を記載してください。

(注2) 研究責任者、主たる研究分担者については、その所属機関に対してJSTが支出する委託研究開発費の総額を記入してください。

(注3) エフォートは、研究者の全仕事時間を100%として、当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合をパーセントで記載してください。研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

10 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

研究責任者及び主たる研究分担者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）^(注) について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。募集要項「7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。また、「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究やマネジメント活動の時間のみならず、営利事業や非営利事業に関する活動・教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該業務の実施に予定している時間の配分率(%)をご記載ください。

(注) 応募に当たっては、「統合イノベーション戦略」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和3年度公募より、「他制度での助成等の有無」（事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」）の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

- ※ 研究責任者及び主たる研究分担者毎に以下の表を作成してください。
- ※ 2024年度の研究費については該当者本人が受給する金額を記載してください。
- ※ JSTの資金配分を受ける機関それぞれの代表者は、「14 利益相反マネジメントにかかる申告書」での申告対象となります。
- ※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。
 - 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
 - ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
 - 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

研究責任者氏名：○○ ○○

所属機関名：○○ ○○

(1a) 研究責任者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024年度の経費(期間全体の総額)【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート(%)
1	【本事業】 A-STEP ステージ I (2024~20xx年度)	研究開発課題名 (提案者名)	代表	/	/	応募中 (11月判明)	XX
2	JSPS科学研究費補	xxによる◇	代表	○○大学	X千円	応募中	5

	助金 基盤研究(A) (2024.X~ 2027.3)	◇の研究 (○○○○)		大学院○ ○研究科 教授	(総額 XX 千円)	(10月判 明)	
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の全課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2a) 研究責任者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	エフオート（%）
1	JSPS科学研究費補助金 基盤研究(S) (2021.4~2025.3)	××による◇◇の研究 (○○○○)	代表	○○大学 大学院○○研究科 教授	X千円 (総額 XX 千円)	10

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

受給中の全課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。

(3a) 研究責任者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフオート（%）
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

以上

主たる研究分担者氏名：〇〇 〇〇

所属機関名：〇〇 〇〇

(1b) 主たる研究分担者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024年度の経費（期間全体の総額） 【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート（%）
1	【本事業】 A-STEP ステージ I（2024～20xx年度）	研究開発課題名 （提案者名）	分担			応募中 （11月判明）	XX
2	JSPS科学研究費補助金 基盤研究(A) （2024.X～2028.3）	xxによる◇ ◇の研究 （〇〇〇〇）	代表	〇〇大学 大学院〇 〇研究科 教授	X千円 （総額 XX千円）	応募中 （10月判明）	5
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の全課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2b) 主たる研究分担者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024年度の経費（期間全体の総額）	エフォート（%）

					【直接経費 を記入】	
1	JSPS科学研究費補助金 基盤研究(S) (2021.4~2025.3)	××による◇◇の 研究 (○○○○)	代表	○○大学 大 学院○○研 究科 教授	X千円 (総額 XX 千円)	10

- 現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点
受給中の全課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください

(3b) 主たる研究分担者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフ オー ト (%)
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

以上

11 関連文献等リスト

(1) 技術シーズの詳細が分かる資料リスト

- ※ 本リストのうち主な3点以内を応募時に添付資料としてアップロードしてください。
- ※ 特許の場合は特許番号（または公開番号、出願番号）・発明者・発明の名称・特許権者（または出願人）の状況を記載してください。
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載してください。

(2) 競合技術との比較説明に引用した、競合技術の特許・論文リスト

- ※ 本リストの文献は添付不要です。
- ※ 特許の場合は特許番号（または公開番号、出願番号）・発明者・発明の名称・特許権者（または出願人）の状況を記載してください。
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載してください。

(3) 技術シーズに関連する競争的研究費等の実績

- ※ 技術シーズに関連する競争的研究費等の実績がある場合は、技術シーズの起点となった支援及びその他本提案に関連の高い代表的支援を最大3点まで記載してください。また、その事後評価結果がウェブサイト等に掲載されている場合はそのURLを記載してください。

	制度名	事業名	実施期間（年度・西暦）	課題名 （実施者名） （代表、分担の別）	本提案シーズとの関連性	事後評価結果
JST 事業	記載例： 戦略的創造研究推進事業	記載例：さきがけ	19ww ～20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https://www....
	○○○○	○○○	19ww ～20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https://www....
その他	記載例： 科研費	記載例：基盤B		○○○ (△△ △△) (代表/分担)		

12 専門用語等の説明

- ※ 本課題提案書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、研究を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。
- ※ 特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明

13 総合知の活用（該当する場合のみ）

- ※ 総合知を活用する提案である場合は、以下の（1）～（4）の項目に記載してください。
- ※ 応募に際して、e-Radの個別項目タブ内の「総合知を活用する提案」にチェックをしてください。
- ※ 実現を目指す技術や製品等がELSI（倫理的・法規制的・社会的課題）等への対応が必要な場合は、同様に総合知の観点からの対応計画を記載してください。
- ※ 総合知の考え方については、内閣府総合知ポータルサイト（<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>）をご参照ください。

（1）本提案で総合知の活用が必要である背景、理由

（2）本研究開発で実施する総合知を活用した研究開発項目

（3）本研究開発の総合知活用に向けた研究開発体制

（4）総合知の活用により期待される効果

14 倫理面への配慮

倫理面への配慮が必要な研究	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない
<p>※ 個人情報に伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む)、提供を受けた試料の使用、人の活動を制御したうえでのデータ採取、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組み換え実験、動物実験等に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について1ページで記入してください。</p> <p>(1) 提案する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p> <p>(2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p>	

15 利益相反マネジメントにかかる申告書

- ※ 公募要領の「5.5 利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。記載にあたっては必ず該当箇所を参照してください。
- ※ 本項目の「研究開発担当者」とは、研究責任者と主たる研究分担者を指します。
- ※ 公募期間中に、選考に関わる者の所属及び氏名を、A-STEP 公募のウェブサイト上に公開します。公正な評価が保証されないと課題提案者が判断する選考に関わる者がいる場合は、下記にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、A-STEP募集担当窓口にお問い合わせください。
A-STEP 募集担当窓口：a-step[at]jst.go.jp (E-mail)

↓ すべての項目に関して該当しない場合はこちらを選択してください。↓

以下のすべての項目に関して、該当なし。

- (1) 研究開発担当者と選考期間中に選考に関わる者
- (2) 研究開発担当者と本課題提案の参画機関との関係について
 - (2-1) 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立された機関
 - (2-2) 研究開発担当者等が役員をしている機関
 - (2-3) 研究開発担当者が株式を保有している機関
 - (2-4) 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関
- (3) JSTが出資する機関の参画
- (4) 提案する技術シーズの権利をJSTが保有し、JSTからライセンスしている機関の参画

上記いずれかに該当する場合は以下に内容を記載してください

No.	該当者氏名	該当機関名	該当する上記番号
1			
2			

「該当する上記番号」が（1）の場合、以下にその理由を記載してください

No.	理由
1	
2	

研究成果展開事業

研究成果最適展開支援プログラム

A-STEP

2024 年度

産学共同

ステージⅡ（本格フェーズ）

課題提案書

【提案書記入にあたっての注意事項】

- 本文のフォントサイズは【10ポイント以上】を厳守してください。
- 句読点は、「、」「。」で統一してください。
- 提案書中の例示・注釈文（ピンク文字）の指示に従ってください。応募時には例示・注釈文は削除してください。
- 本注意事項は提出時に削除してください。
- 課題提案書の基本情報、「1 課題概要（公開用）」～「11 参画企業に関する情報」及び「17 利益相反マネジメントにかかる申告書」は必須事項となりますので必ず記載してください。また、必須ではない項目において記載内容がない場合でも当該項目を削除しないでください。
- PDF変換後のファイルサイズがなるべく10MB以内になるように作成してください。
- 締切後の書類の修正は、一切認めません。

上記の注意事項が守れていない提案は、原則として応募書類の不受理、ないし、不採択とします。

基本情報

研究開発課題名 (英語表記)		
A-STEP分野	●●分野 ※公募要領「5.1 対象分野について」を参照の上、必ず1つ選択してください。	
研究開発期間	2024年12月1日～●●●●年●月●日(●年●ヶ月) ※西暦で記載してください。 ※最長、2029年3月までの4年4ヶ月以内(5年次の年度末まで実施可能)	
研究開発費 (JST支出分)	総額：●●千円(直接経費：●●千円、間接経費：●●千円)	
研究責任者 氏名 (注1)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
役職名		
主たる研究分担 者 氏名 (注2)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
役職名		

(注1) 大学等、企業等がそれぞれ複数参画することは可能ですが、課題提案者となるのは大学等の代表機関1機関です。

(注2) 主たる研究分担者とは、研究責任者の所属機関以外に参画する研究開発機関における研究開発の責任者です。複数の研究開発機関が参画する場合、表を追加してください。

(注3) 応募に当たっては、参画するすべての研究開発機関で本提案に関する事前の了解が得られていることが必要です。了解が得られていない場合、採択が取り消されることがあります。

1 課題概要（公開用）

- ※ 課題提案の内容全体が分かるように、300 字以内で記述してください。
- ※ 本項目は図、表の使用は不可です。
- ※ 課題提案が採択された場合、原則としてJSTプロジェクトデータベースにおいて公開されますのでご注意ください。
<https://projectdb.jst.go.jp/>
- ※ 本項目の内容をe-Radの「研究概要」欄にそのまま転記してください。

2 背景・目的

- ※ 本提案の背景および目的を記述してください。
- ※ 本項目は 1000 文字以内で記述してください。
- ※ 本項目の内容をe-Radの「研究目的」欄にそのまま転記してください。

3 イノベーションインパクト

- ※ 本項目は、選考の観点「イノベーションインパクト」に主に対応しています。以下の(1)、(2)、(3)に記載してください。
- ※ 本項目は、2ページ以内で作成ください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 最終的に目指す製品・サービス等の具体的な内容

- ※ 目指す製品・サービス等が求められる背景を説明した上で、その内容を具体的に記載してください。

(2) 学術的、経済的波及効果

- ※ 技術シーズや、目指す製品・サービス等によりもたらされる学術的波及効果について、関連研究分野の進展に対する貢献、新しい学問分野の開拓等の視点から記載してください。
- ※ 目指す製品・サービス等がもたらす経済的影響について、従来技術・競合技術に対する優位性、市場の規模・成長性、波及効果等の視点から具体的に記載してください。
- ※ 目指す製品・サービス等がもたらす国内外の経済・社会的影響、SDGs、カーボンニュートラル等の国際的な目標達成への貢献等について、国民生活、環境に与える影響等の視点も踏まえながら記載してください。

(3) 提案におけるデジタル田園都市国家構想への貢献のポイント（該当者のみ）

- ※ 本提案のどのような点がデジタル田園都市国家構想に寄与するのか具体的に記載ください。

4 技術シーズ

- ※ 本項目は、選考の観点「技術シーズの新規性・優位性」に主に対応しています。以下の（1）、（2）、（3）に記載してください。
- ※ 技術シーズについて、主たるものを最大3点まで記載してください。
- ※ 本格フェーズにおける技術シーズとは、社会的・経済的・技術的課題に対する解決策の基となる研究成果を指します。原則として特許権等の知的財産権として確保されていることを期待します。
- ※ 本提案書内で参照した知的財産権・文献名等は「13 関連文献等リスト」に記載してください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 技術シーズの内容・特徴

- ※ 技術シーズとなる知的財産権や、関連論文等に関して、その背景、内容、特徴を、必要に応じて図・表を用いて記載してください。
- ※ 3.（1）に記載した目指す製品・サービス等の実現に向けて、本技術シーズがどのように寄与するかも具体的に説明してください。

(2) これまでに得られている研究開発成果

- ※ （1）に記載した技術シーズに関して、これまでに得られている研究開発成果では、どのような条件でどのような結果を得ているのか等、図・表等の実験データとともに定量的・具体的に記載してください。

(3) 競合技術

- ※ 技術シーズが関係する分野の研究開発動向について詳細に記載するとともに、技術シーズと競合技術との比較を行なってください。

5 技術シーズに対する参画企業の見解

- ※ 参画企業の技術シーズに対する見解を1ページ以内で記載してください。
- ※ 複数の企業の見解を記載する場合は1企業につき1ページで追加してください。

主たる研究分担者・氏名：	
所属機関名：	
部署名：	
役職名：	

(1) 本技術シーズに興味をもった背景、理由

(2) 想定している用途、利用分野

(3) 企業から見た現時点での課題

(4) 本研究開発で期待する研究成果

- ※ 企業として、技術移転を受けるにあたって、中間評価時および終了時に必要と考える研究成果を具体的（性能、機能、精度等、定量的な数値も含め）に記載してください。

6 研究開発の目標

- ※ 本項目は、選考の観点「研究開発の目標」に主に対応しています。
- ※ 本項目は、2ページ以内で作成ください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 課題終了時の到達点

- ※ 研究開発の到達点として、本格フェーズの終了時における研究開発成果の内容、または達成技術目標を具体的（性能、機能、精度等、定量的な数値も含め）に記載してください。
- ※ 「5(4) 本研究開発で期待する研究成果」の内容と整合性を図るようにしてください。

(2) 目標と実施構想

- ※ 「(1) 課題終了時の到達点」を達成するために必要な、具体的な目標を定めて下さい。また、その具体的な内容を記載してください。
- ※ 目標が合理的であることを示す根拠（何故その目標を選択したか、目標値の妥当性、等）も記載してください。
- ※ 目標を達成する上で障害となる問題点を抽出してください。
- ※ 問題点の解決策を記載してください。この解決策によって目標が達成されることがわかるよう、現状と目標を対比しながら明確に記載してください。また、可能な限り、解決策となりうる根拠（予備実験結果・データ等）を示してください。
- ※ 目標数に応じて番号を増やしてください。

①目標名：●●●●●●

内容：●●●●●●…

目標の根拠：●●●●●●…

問題点：●●●●●●…

解決策：●●●●●●…

②目標名：●●●●●●

内容：●●●●●●…

目標の根拠：●●●●●●…

問題点：●●●●●●…

解決策：●●●●●●…

7 研究開発の計画

- ※ 本項目は、選考の観点「研究開発の計画」、「技術移転に向けた取り組み」に主に対応しています。以下の(A)~(C)に記載してください。
- ※ 機関毎に作成してください。複数の研究開発機関が参画する場合、大学等は(A)-1、(A)-2、…、企業等は(B)-1、(B)-2、…と付番し、ページを分けて記載してください。
- ※ 本項目は、5ページ程度で記載してください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。
- ※ 研究開発項目名を簡潔に記載してください。また、「6 研究開発の目標」の「(2) 目標と実施構想」にある目標のうち、関連するものの項番を記載してください。
- ※ 各研究開発項目の担当機関、実施内容、具体的に記載してください。達成目標は可能な限り定量的な内容（数値目標を含む）としてください。
- ※ 各研究開発項目が対応する目標にどのように資するのかも含めて、実施内容を具体的に記載してください。
- ※ 項目数に応じて番号を増やしてください。

(A)-1 大学等で実施する研究開発項目およびその内容（実施機関名： ○○大学）

(1) 研究開発項目名： ●●●●

関連する目標： 6(2)●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間：20xx年○月～20yy年○月（西暦で記載してください）

達成目標：○○○○…

実施内容：○○○○…

(2) 研究開発項目名： ●●●●

関連する目標： 6(2)●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間：20xx年○月～20yy年○月（西暦で記載してください）

達成目標：○○○○…

実施内容：○○○○…

<機関数、項目数に応じて番号を増やしてください>

(B)-1 企業等で実施する研究開発項目およびその内容（実施機関名： 株式会社〇〇）

(1) 研究開発項目（タイトル）： ●●●●

関連する目標： 6(2)●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間： 20xx年〇月～20yy年〇月（西暦で記載してください）

達成目標： ○○○○…

実施内容： ○○○○…

(2) 研究開発項目（タイトル）： ●●●●

関連する目標： 6(2)●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間： 20xx年〇月～20yy年〇月（西暦で記載してください）

達成目標： ○○○○…

実施内容： ○○○○…

<機関数、項目数に応じて番号を増やしてください>

(C)技術移転に向けた取組

- ※ 企業等への技術移転に向けて、大学等および企業等において取り組む内容について記載してください。
- ※ 研究開発を通じて、特許やノウハウ等の知的財産の形成をどのように推進するのか記載してください。

8 研究開発実施予定

(1) 研究開発実施予定表

No.	研究開発項目 7	対応する目標 6(2)	実施内容 7に記載の実施内容を簡潔に	担当機関	年度				
					2024	2025	2026	2027	2028
1	A-1 (1)	①	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○	A大学			CP1		
2	A-1 (2)	②	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○	A大学			CP3	CP4	
3	A-2 (1)	①	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○	B大学					
4	B-1 (1)	②	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○	C(株)					CP5
5	B-1 (2)	③	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○	C(株)			CP2		
6	B-2 (1)	④	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○	(株)D					CP6
7					CP7
8					
9					

- ※ チェックポイント（CP）とは「これが達成できないと次へ進めない」、「次へ進むべきではない」ポイントとしてご理解ください。
- ※ 目標は「6 研究開発目標目標（2）」と、研究開発項目は「7 研究開発の計画」に記載した項目と対応させて記載してください。
- ※ 時系列順にCP1、CP2、・・・としてください。
- ※ 1つの「研究開発項目」につき1箇所以上は設定してください。
- ※ 1年間に1箇所以上は設定してください。

- ※ マイルストーンも含めますので、長期にわたる重要な研究開発項目には複数設定してください（上表のCP2、CP3のように）。
- ※ 研究開発項目、研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。

(2) チェックポイントの内容

CP	チェックポイント 項目	達成時期	確認内容
CP1	(例) ○○システ ムの正当性確認	20xx年 △月	(例) ○○の条件で動作させたときの特性値が**以上である ことを●●計測により確認する。
CP2		20yy年 △月	
CP3		20zz年 △月	
CP4		20ss年 △月	
CP5		20uu年 △月	

- ※ チェックポイントの確認内容は可能な限り定量的な内容（数値目標を含む）としてください。
- ※ (1) 研究開発実施予定表のCP1、CP2、・・・と対応させて記載してください。
- ※ 「5(4) 本研究開発で期待する研究成果」も踏まえてCPを設定してください。

9 研究開発費執行計画

(1) 委託研究開発費（JST支出分）の合計（単位：千円）

- ※ 直接経費、間接経費の合計を研究開発機関毎に記載してください。合計が初年度は 8,500 千円以内、2 年度以降は各々 25,000 千円以内となるようにしてください。
- ※ 金額は千円単位で記載してください。間接経費等で千円未満の金額が発生する場合は切り捨ててください。
- ※ 研究開発実施期間に応じて不要なセルを削除してください。

(単位：千円)

機関 \ 年度	2024	2025	2026	2027	2028	合計
●●大学	0	0	0	0	0	0
・・・	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(2) 大学等の委託研究開発費（JST支出分）執行計画

- ※ 研究開発実施期間に応じてセルを削除してください。
- ※ 費目及び年度毎に金額を記載してください。金額は千円単位とし、千円未満の金額は切り捨ててください。
- ※ 機関毎に表及び主な用途を追加してください。記載順、記載番号は「7 研究開発の計画」と揃えてください。
- ※ 物品費で設備備品の調達を予定している場合は主な用途欄に記載してください。設備備品は取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上の物品を指します。
- ※ 「その他」は主に外注費、研究成果発表費用、機器リース費用等が含まれます。
- ※ 間接経費率（直接経費に対する間接経費の割合（%））は原則として30%としてください（大学等の規則で規定されている場合を除く）。また、間接経費率は各年度一律で途中変更は出来ません。
- ※ 応募に際して、間接経費率を直接経費の30%未満とする場合には、必ず所属機関の事務部門に問題のないことを確認してください。
- ※ 主な用途は年度毎に記載してください。設備備品に関してはどの研究開発項目で使用するか、対応する番号も記載してください。

(A)-1：●●大学

（単位：千円）

年度 費目	年度					合計
	2024	2025	2026	2027	2028	
I 物品費	0	0	0	0	0	0
II 旅費	0	0	0	0	0	0
III 人件費	0	0	0	0	0	0
IV その他	0	0	0	0	0	0
直接経費(I ~ IV)小計	0	0	0	0	0	0
間接経費 (間接経費率●●%)	0	0	0	0	0	0
直接経費・間接経費の 合計	0	0	0	0	0	0

<主な用途>（記載例）

- 物品費：○○計測装置（○○○○千円、20xx年度、(A)-1-(1)で使用）
 △△機器（○○○○千円、20yy年度、(A)-1-(2)で使用）
 □□装置試作（○○○○千円、20zz年度、(A)-1-(3)で使用）
- 人件費：研究開発員○名（○○○○千円、20xx年度）
 研究開発員○名（○○○○千円、20yy年度）
- その他：◇◇測定 外注（○○○○千円、20zz年度）

<機関数に応じて(A)-2、(A)-3 と番号を増やしてください>

(3) 企業等の自己資金拠出予定額

(B)-1 : ●●株式会社

- ※ 自己資金として計上可能な経費は、原則として委託研究開発（JST支出分）の直接経費に相当するものになります。それ以外に計上可能な経費については公募要領の「6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格フェーズのみ）」をご確認ください
- ※ 主な用途は年度毎に記載してください。設備備品に関してはどの研究開発項目で使用するか、対応する番号も記載してください。

(単位：千円)

費目	年度					
	2024	2025	2026	2027	2028	合計
I 物品費	0	0	0	0	0	0
II 旅費	0	0	0	0	0	0
III 人件費	0	0	0	0	0	0
IV その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

<主な用途> (記載例)

- 物品費：○○計測装置（○○○○千円、20xx年度、(A)-1-(1)で使用）
 △△機器（○○○○千円、20yy年度、(A)-1-(2)で使用）
 □□装置試作（○○○○千円、20zz年度、(A)-1-(3)で使用）
 人件費：研究開発員○名（○○○○千円、20xx年度）
 研究開発員○名（○○○○千円、20yy年度）
 その他：◇◇測定 外注（○○○○千円、20zz年度）

<機関数に応じて(B)-2、(B)-3 と番号を増やしてください>

(4) マッチングファンド計画

- ※ 以下の表に、JST委託研究開発費の総額、自己資金拠出予定額の総額、及びマッチング指数を記載してください。

(単位：千円)

大学等へ支出するJST委託研究 費の総額 (A)	企業等の自己資金拠出予定額 の総合計 (B)	マッチング指数 (%) (B/A)
0	0	0.0%

10 研究開発の体制

参加者リスト

担当 (注1)	氏名 (生年 (西 暦))	所属機関 部署・役職	現在の専門/役割分担	研究経費 (千円) (注2)	エフォート (%) (注3)
研究責任者	▲▲▲ ▲(19zz) ※研究責任者は生年(西暦)	▲▲大学 ▲▲学部 教授	▲▲大学における研究開発の統括 研究開発項目◎における～の主担当として～を行う	yy,yyy	1~100%
研究分担者 主たる	■ ■ ■ ■	■ ■ 大学 ■ ■ 学部 准教授	■ ■ 大学における研究開発の統括 研究開発項目◎における～の主担当として～を行う	z,zzz	1~100%
研究分担者 主たる	◎ ◎ ◎ ◎	株式会社◎◎ ◎◎課 研究員	株式会社◎◎における研究開発の統括 研究開発項目◎における～の主担当として～を行う	-	1~100%
参加者	○ ○ ○ ○	株式会社◎◎ ◎◎課 研究員	研究開発項目◎における～の主担当として～を行う 研究開発項目◎における～の副担当として～を行う	-	1~100%

参加者	△ △ △ △	▲▲大学	研究開発項目◎における～の 主担当として～を行う 研究開発項目◎における～の 副担当として～を行う	-	1～100%
		▲▲学部 ポスドク研究 員			
参加者	□ □ □ □	■ ■大学	研究開発項目◎における～の 主担当として～を行う 研究開発項目◎における～の 副担当として～を行う	-	1～100%
		■ ■学部 リサーチ・ア シスタント			
計	● ●名		研究経費合計	● ●	

- (注 1) 研究責任者、主たる研究分担者、参加者の順に記載してください。参加者とは、研究責任者、主たる研究分担者以外の方になります。参加者がまだ決まっていない場合は氏名欄を「研究員」、「ポスドク」、「大学院生」等とし、役割分担を記載してください。
- (注 2) 研究責任者、主たる研究分担者については、その所属機関に対してJSTが支出する委託研究開発費の総額を記入してください。
- (注 3) エフォートは、研究者の全仕事時間を 100%として、当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合をパーセントで記載してください。研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

11 参画企業に関する情報

※ 参画企業についてそれぞれ本様式を作成してください。

※ 従業員数には役員数を含めないでください。

<参画企業の概要>

20XX年 00月 00日 現在					
企業名	株式会社 ○○○○	設立年月日	19yy/mm/dd	上場	有(年 月)・無
ウェブサイト	http://				
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号				
工場	本社工場 (○○市) 、□□工場 (□□市)				
研究所	本社研究所 (○○市)				
代表者名	代表取締役 ○○○○				
資本金 ^{※1}	00,000 百万円[単独]				
役員数 ^{※1}	00 名				
従業員数 ^{※1}	0,000 名[単独]	(000 名[研究開発要員])			
主要株主 ^{※1}	○○○○ (%) 、□□□□ (%) 、△△△△ (%)				
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発				
研究開発能力	記入例) □□研究所、▽▽(株)とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)				
研究開発実績	記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)				

※1 非公開の場合は記載不要です。

12 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

研究責任者及び主たる研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）^(注) について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。募集要項「7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。また、「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究やマネジメント活動の時間のみならず、営利事業や非営利事業に関する活動・教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該業務の実施に予定している時間の配分率 (%) をご記載ください。

(注) 応募に当たっては、「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和 3 年度公募より、「他制度での助成等の有無」（事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」）の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

- ※ 研究責任者及び主たる研究分担者毎に以下の表を作成してください。
- ※ 2024 年度の研究費については該当者本人が受給する金額を記載してください。
- ※ JSTの資金配分を受ける機関それぞれの代表者は、「16 利益相反マネジメントにかかる申告書」での申告対象となります。
- ※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。
 - 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
 - ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
 - 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

研究責任者氏名：○○ ○○

所属機関名：○○ ○○

(1a) 研究責任者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024 年度の経費(期間全体の総額)【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート (%)
1	【本事業】 A-STEP 産学共同 ステージⅡ（本格 フェーズ）（2024	研究開発課題 名 （提案者名）	代表			応募中 （11月判 明）	XX

	～20xx年度)						
2	JSPS科学研究費補助金 基盤研究(S) (2024.4 ～ 2027.3)	××による◇ ◇の創成 (○○○○)	分担	○○大学 大学院○ ○研究科 教授	X千円 (総額 XX千 円)	応募中 (10月判 明)	5
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の課題と本提案との関連性・相違点について、上記表中の通し番号を引用しながら説明してください。本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2a) 研究責任者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024年度の経費（期間全体の総額） 【直接経費を記入】	エフォート（%）
1	JST戦略的創造研究推進事業 CREST (2020.10～2025.3)	××による◇◇の高機能化 (○○○○)	分担	○○大学 大学院○○研究科 教授	X千円 (総額 XX千円)	5

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

受給中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。なお、本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。

(3a) 研究責任者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフォート

			ト (%)
株式会社〇〇	取締役（非常勤）	事業企画、経営企画の審議	3
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

以上

主たる研究分担者氏名：○○ ○○

所属機関名：○○ ○○

(1b) 主たる研究分担者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024年度の経費（期間全体の総額） 【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート（%）
1	【本事業】 A-STEP 産学共同 ステージⅡ（本格 フェーズ）（2024 ～20xx年度）	研究開発課題 名 （提案者名）	分担			応募中 （11月判 明）	XX
2	JSPS科学研究費補 助金 基盤研究(A) （ 2024.4 ～ 2027.3）	××による◇ ◇の研究 （○○○○）	代表	○○大学 大学院○ ○研究科 教授	X千円 （総額 XX千 円）	応募中 （10月判 明）	5
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2b) 主たる研究分担者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2024年度の経費（期間全体の総額）	エフォート（%）

					【直接経費 を記入】	
1	JSPS科学研究費補助金 基盤研究(S) (2020.4~2025.3)	××による◇◇の 研究 (○○○○)	代表	○○大学 大 学院○○研 究科 教授	X千円 (総額 XX 千円)	10

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

受給中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。なお、本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。

(3b) 主たる研究分担者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフ オー ト (%)
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

以上

13 関連文献等リスト

(1) 技術シーズの詳細が分かる資料リスト

- ※ 本リストのうち主な3点以内を応募時に添付資料としてアップロードしてください。
- ※ 特許の場合は特許番号（または公開番号、出願番号）・発明者・発明の名称・特許権者（または出願人）の状況を記載してください。
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載してください。

(2) 競合技術との比較説明に引用した、競合技術の特許・論文リスト

- ※ 本リストの文献は添付不要です。
- ※ 特許の場合は特許番号（または公開番号、出願番号）・発明者・発明の名称・特許権者（または出願人）の状況を記載してください。
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載してください。

(3) 技術シーズに関連する競争的研究費制度等の実績

- ※ 技術シーズに関連する競争的研究費制度等の実績がある場合は、技術シーズの起点となった支援及びその他本提案に関連の高い代表的支援を、最大3点まで記載してください。また、その事後評価結果がウェブサイト等に掲載されている場合はそのURLを記載してください。

	制度名	事業名	実施期間（年度・西暦）	課題名 （実施者名） （代表、分担の別）	本提案シーズとの関連性	事後評価結果
JST事業	記載例： 戦略的創造研究推進事業	記載例： さきがけ	19ww ～20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https://www....
	○○○○	○○ ○	19ww ～20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https://www....
その他	記載例： 科研費	記載例： 基盤B		○○○ (△△ △△) (代表/分担)		

14 専門用語等の説明

- ※ 本課題提案書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、研究を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。
- ※ 特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明

15 総合知の活用（該当する場合のみ）

- ※ 総合知を活用する提案である場合は、以下の（1）～（4）の項目に記載してください。
- ※ 応募に際して、e-Radの個別項目タブ内の「総合知を活用する提案」にチェックをしてください。
- ※ 実現を目指す技術や製品等がELSI（倫理的・法規制的・社会的課題）等への対応が必要な場合は、同様に総合知の観点からの対応計画を記載してください。
- ※ 総合知の考え方については、内閣府総合知ポータルサイト（<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>）をご参照ください。

（1）本提案で総合知の活用が必要である背景、理由

（2）本研究開発で実施する総合知を活用した研究開発項目

（3）本研究開発の総合知活用に向けた研究開発体制

（4）総合知の活用により期待される効果

16 倫理面への配慮

倫理面への配慮が必要な研究	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない
<p>※ 個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む)、提供を受けた試料の使用、人の活動を制御したうえでのデータ採取、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組み換え実験、動物実験等に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について1ページで記入してください。</p> <p>(1) 提案する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p> <p>(2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p>	

17 利益相反マネジメントにかかる申告書

- ※ 公募要領の「5.5 利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。記載にあたっては必ず該当箇所を参照してください。
- ※ 本項目の「研究開発担当者」とは、研究責任者と主たる研究分担者を指します。
- ※ 公募期間中に、選考に関わる者の所属及び氏名を、A-STEP 公募のウェブサイト上に公開します。公正な評価が保証されないと課題提案者が判断する選考に関わる者がいる場合は、下記にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、A-STEP募集担当窓口にお問い合わせください。
A-STEP 募集担当窓口：a-step[at]jst.go.jp (E-mail)

↓ すべての項目に関して該当しない場合はこちらを選択してください。↓

以下のすべての項目に関して、該当なし。

- (1) 研究開発担当者と選考期間中に選考に関わる者
- (2) 研究開発担当者と本課題提案の参画機関との関係について
 - (2-1) 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立された機関
 - (2-2) 研究開発担当者等が役員をしている機関
 - (2-3) 研究開発担当者が株式を保有している機関
 - (2-4) 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関
- (3) JSTが出資する機関の参画
- (4) 提案する技術シーズの権利をJSTが保有し、JSTからライセンスしている機関の参画

上記いずれかに該当する場合は以下に内容を記載してください

No.	該当者氏名	該当機関名	該当する上記番号
1			
2			

「該当する上記番号」が(1)の場合、以下にその理由を記載してください

No.	理由
1	
2	

**研究成果展開事業
研究成果最適展開支援プログラム
A-STEP
2024 年度
産学共同 ステージⅡ（本格
フェーズ）共同研究に関する
届出書**

研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)
産学共同 ステージⅡ (本格フェーズ)
－共同研究に関する届出書作成要項－

2024年5月

国立研究開発法人科学技術振興機構
スタートアップ・技術移転推進部
研究支援グループ

1. 産学共同ステージⅡ (本格フェーズ) における共同研究の実施と届出書について

A-STEP 産学共同ステージⅡ (本格フェーズ) (以下「本格フェーズ」といいます。) では、大学等と企業等からなる産学共同研究チームとして提案いただく課題について、チームの参画機関である大学等と企業等が、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転することを目的として、共同研究に取り組んでいただくことが求められます。

企業等は、代表機関である大学等がとりまとめる JST からの各種依頼 (※1) や公募要領で定める事項に対応いただくようお願いいたします。

(※1 自己資金の拠出実績や企業等での研究開発実施内容の報告、事前・中間・事後評価会への対応や終了後の追跡調査、知的財産権や成果公表の対応、研究倫理への対応等)

応募申請にあたり、代表機関である大学等と企業等の連名で、「共同研究に関する届出書」(以下「届出書」といいます。) を提出いただきます。

2. 届出書作成時の注意点

- (1) 届出書作成にあたっては、必要に応じて、各参画機関の TLO や知的財産担当部署等とも相談しながら作成を進めてください。
- (2) 共同研究における企業等からの自己資金拠出予定額に関しては、企業等が実際に拠出を予定している金額を記載してください。企業等は採択後、自己資金の拠出実績を代表機関に毎年度自己申告し、代表機関はその額とマッチング指数を、JST 指定の様式にて JST に報告いただきます。計上可能な経費については、公募要領の「6.3.4 マッチングファンド形式の支出について (本格フェーズのみ)」をご確認ください。
- (3) 本格フェーズでは、JST は企業等と委託研究契約を締結致しません。契約方式・名称は問いませんが、全ての参画機関の間で共同研究契約等を、その他関係する当事者間で必要な契約を締結してください。作成にあたっては、文部科学省の「産学官連携による共同研究強化のた

めのガイドライン（※2）」を活用するとともに、以下の点にご留意ください。なお、共同研究契約等は応募時点で締結できていなくとも、応募自体は可能です。

(※2 https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html)

- ・ 契約には、JST の「研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)」によって共同で課題が実施されることが判るように記載してください。
- ・ 契約内容は、JST と大学等との間で締結する委託研究契約と整合するよう留意してください。
- ・ 共同研究の実施内容は、JST 指定の様式にて JST に毎年度報告いただきます。
- ・ 締結した共同研究契約等に関する写しの提出は不要ですが、必要に応じ JST から内容の確認等をさせていただくことがあります。

(4) ひとつの共同研究に複数の企業等が参画する場合は、企業毎にそれぞれ届出書を作成してください。

(5) 提出いただく届出書の署名者は、代表機関の大学等については研究責任者とし、企業等については本事業において参画機関の間で締結する共同研究契約等の署名者と揃えてください。

3. 届出書等の取扱いについて

提出いただいた届出書及び届出書に基づく報告等の内容（以下「届出書等の内容」といいます。）は、本事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査、採択後における評価、研究開発の進捗状況管理や推進のために利用します。また、本事業の改善に資するため、届出書等の内容を集計し、機構及び関係府省内において、本事業の効果を確認するための指標として用いる場合があります。課題の採択・不採択にかかわらず、届出書等の内容については公募要領「7.34 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じて取り扱うものとし、一切公表しません。

国立研究開発法人科学技術振興機構 御中

研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)

産学共同 ステージⅡ (本格フェーズ)

共同研究に関する届出書

〇〇〇大学 (代表機関) (以下「代表機関」といいます。) 及び△△△株式会社 (以下「本企業」といいます。) は、国立研究開発法人科学技術振興機構 (以下「機構」といいます。) が実施する研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 ステージⅡ (本格フェーズ) (以下「本格フェーズ」といいます。) への申請にあたり、下記のとおり届け出ます (以下「本届出書」といいます。)

記

1 本格フェーズにおいて実施を予定する共同研究 (以下「本研究開発課題」といいます。) の内容は以下のとおりです。

<本研究開発課題の内容>

- (1) 課題名: 「〇〇〇〇の研究開発」
- (2) 共同研究の期間: 20●●年●月●日~20●●年●月●日
- (3) 共同研究における企業等からの自己資金拠出予定額: 別紙記載のとおり。
- (4) 共同研究における大学等及び企業等の実施内容・体制: 課題提案書のとおり。

2 代表機関及び本企業は、申請にあたり以下の事項を誓約いたします。

- (1) 本格フェーズの目的は、社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果 (技術シーズ) を、大学等と企業等の共同研究により実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転すること (以下「本目的」といいます。) であることを十分理解し、本目的の実現に向けて、本研究開発課題を実施すること。
- (2) 本格フェーズに係る「研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 2024年度公募要領」を理解していること。
- (3) 本研究開発課題を円滑に実施し、本目的を実現するために、全ての参画機関の間で共同研究契約等を、その他関係する当事者間で必要な契約を採択年度内に締結すること。
- (4) 本届出書の記載内容は真実かつ正確であること。
- (5) 本研究開発課題に関する研究開発実績及び企業からの自己資金拠出実績を機構に報告するとともに、機構による評価会、調査その他の依頼等に対応すること。

2024年●月●日

住所	住所
大学名 (代表機関) 国立大学法人〇〇〇大学	企業名
役職 〇〇 〇〇	役職
氏名 (研究責任者)	氏名

(別紙) 共同研究における企業等からの自己資金拠出予定額

	20●●年度	20●●年度	20●●年度	20●●年度	20●●年度	合計
A.大学等へのJST委託費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
B.初年度からのA.累計額	(初年度) 千円	(初年度+ 2年度目) 千円	(初年度～ 3年度目合 計) 千円	(初年度～ 4年度目合 計) 千円	(初年度～ 5年度目合 計) 千円	
C.企業等からの自己資金	千円	千円	千円	千円	千円	千円
D.初年度からのC.累計額	(初年度) 千円	(初年度+ 2年度目) 千円	(初年度～ 3年度目合 計) 千円	(初年度～ 4年度目合 計) 千円	(初年度～ 5年度目合 計) 千円	
マッチング 指数 (D÷B)						